

白河市景観計画

平成23年 3月10日告示 第18号(策 定)
平成25年 3月13日告示 第24号(一部変更)
平成26年12月24日告示 第176号(一部変更)
平成28年 6月20日告示 第118号(一部変更)
平成30年 2月16日告示 第12号(一部変更)
令和2年12月14日告示 第91号(一部変更)
令和4年 3月10日告示 第16号(一部変更)
令和5年12月13日告示 第87号(一部変更)

白 河 市

目 次

序 章 景観計画の位置づけ.....	1
第1章 景観特性.....	5
1. 白河市の特性.....	5
2. 白河市の景観特性.....	8
第2章 良好な景観の形成に関する方針.....	18
1. 基本理念と目標.....	18
2. 景観計画区域の区分.....	21
3. 景観形成方針.....	23
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項.....	56
1. 届出に関する手続き.....	56
2. 景観形成の枠組み.....	57
3. 届出対象行為.....	59
4. 景観形成基準.....	62
第4章 景観計画推進区域の景観推奨基準.....	76
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針.....	80
1. 景観重要建造物の指定の方針.....	80
2. 景観重要樹木の指定の方針.....	81
第6章 屋外広告物に関する事項.....	82
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準.....	83
1. 景観重要公共施設の整備に関する事項.....	83
2. 占用許可の基準.....	87
第8章 景観形成の推進方策.....	88
1. 協働による景観まちづくり.....	88
2. 推進施策.....	90
参考資料.....	93

はじめに



白河市長 鈴木 和夫

古城のある街並みは重厚な歴史の品格を漂わせ、手入れの行き届いた水田や里山は日本の原風景を想起させ、見る人の心を癒します。これまでは、歴史・景観よりも経済・効率に目が向けられがちでしたが、ここにきて風向きが変わってきました。足元にある資源を活かして誇れる地域づくりを進めようとする機運が高まり、地域特有の景観や歴史・文化が新たな輝きを放ち始めています。

私たちの住む白河市には、小峰城跡や南湖公園は言うに及ばず、まちなかのいたるところに歴史的遺産が豊富に所在しています。また、那須連峰のふもとに広がる白河盆地は、阿武隈川をはじめとする河川や丘陵など豊かな自然に恵まれ、四季折々に美しい表情を見せてくれます。このように白河市は、永い歳月にわたり人々が暮らしのなかで育んできた伝統や文化が現代に受け継がれている実に魅力あるまちで、これらが特有の景観をつくりあげています。

こうした本市の良好な景観を守り育てるため、平成9年に都市景観形成基本計画を策定、都市景観条例を制定しました。さらに、これらの取り組みを深めていくため、平成21年4月に景観行政団体となり、このたび景観法に基づく景観条例を制定し、あわせて景観計画を策定しました。本市の貴重な景観資源を、次の世代に引き継ぐための布石になるものと考えています。

景観十年、風景百年、風土千年といわれます。景観を大事にすることは、日々の生活を大事にし、地域への誇りを育てることにつながります。みんなが心をひとつにして、優れた景観の保全と創造に取り組み、美しいふるさと白河を築いていきましょう。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました景観審議会委員の皆様をはじめ関係各位に、心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

序章 景観計画の位置づけ

序章 景観計画の位置づけ

■ 背景

白河市は、古代の「白河関跡」、白河藩主 7 家 21 代の居城「小峰城跡」やその城下町に由来する中心市街地、幕府老中職を務めた松平定信が士民共楽の理念に基づき築造した「南湖公園」など、豊富な歴史的・文化的資源を有し、これが白河という都市空間を印象づける重要な景観資源となっています。

さらに、那須連峰を源とする阿武隈川・社川・隈戸川等の流域には、緑豊かな自然丘陵の中に豊かな田園景観が広がり、都市周辺の景観を特徴づけています。また、那須連峰の勇壮な山並みは、白河市を代表する眺望景観であり、ふるさと白河の心象風景として市内の学校校歌にも多く歌われています。

白河市では、こうした景観特性を守り、つくり、育てることを理念として平成 9 年 3 月に「白河市都市景観形成基本計画」を策定し、同年 6 月に「白河市都市景観条例」を制定しました。また、平成 17 年には「白河市・西郷村サイン統一計画」を策定のほか、景観セミナーなどを開催し、市民の皆さんとともに景観行政に取り組んできました。

平成 17 年 11 月 7 日、白河市・表郷村・大信村・東村の合併により新たな白河市が誕生し、平成 16 年に国において景観法¹を施行したことなどを背景として、白河市も平成 21 年 2 月に県の同意を得て同年 4 月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 22 年 12 月に「白河市景観条例」を制定し、このたび「白河市景観計画」を策定することとなりました。

¹ 景観法：我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

■ 景観の意義

「景観」とは、一般的に「風景」や「景色」などと同じような言葉として使われていますが、目に見える建物や木々、川など人間の視覚によって捉えられる要素に加えて、視覚以外で捉えた音や匂い、風土に対応して築かれてきた文化や社会経済活動等、様々な要素からなる空間を表す言葉と言えます。

わたしたちのふるさと白河という都市は、那須連峰を源とする阿武隈川とその支流である谷津田川に挟まれた東西に細長い段丘上に築かれ、周辺は緑の丘陵地に囲まれています。約400年前にすでに小峰城とその城下町が奥州街道沿いに形成されていたことが歴史資料から明らかとなっていることから、その歴史的な都市構造が残されていることは私たち市民の誇りとすべきことです。

城下の主要な通り（天神町・中町・本町等）は、天神山を機軸として東西線上にカギ型形状の街路を挟みながら築かれています。街路や街並みの背景の風景（借景²）には、遠景に那須連峰、西に風神山、東に雷神山等の丘陵地が配置され、山当て³と呼ばれる景観作法を用いながら都市計画がなされていました。

また、約200年前の白河藩主松平定信は、南湖公園の築造をとおして、西に那須連峰、東に関山を借景とする雄大な眺望景観の中に、湖面とその周囲を取り囲む鏡山などの丘陵地の空間デザイン・景観形成を行い、日本における公園の先駆と称されています。さらに、市街地周辺の阿武隈川・社川・隈戸川流域には山裾や街道沿いに田園集落が形成され、周辺の山並みや河川と調和しながら景観が形づくられています。このように白河における景観作法・都市空間デザインは古くから行われていたのです。

しかし、社会経済の変化や生活様式の多様化あるいは機能性や経済性が優先された開発等により、先人から受け継ぎ、親しまれてきた自然や歴史的な街並みといった景観・都市空間デザインは様々な影響を受けています。

優れた景観は、私たちに潤いとやすらぎのある快適な生活環境をもたらし、心の豊かさを育むものです。良好な景観形成は、白河市の魅力を高め、観光をはじめとする様々な交流人口の増加にもつながるものであり、まちづくり、文化の振興、産業振興の活性化にも寄与するものです。

本当の意味での豊かさが求められている今、景観を守り、つくり、育てながら、50年あるいは100年といった息の長い景観形成への取り組みが必要とされています。

本計画では、以上の経緯や背景を踏まえつつ、市民が心を一つにして、優れた景観の保全と創造に取組み、美しい「ふるさと白河」を築いていくため、白河市の景観形成における基本的な考え方を示します。

² 借景：中国庭園や日本庭園における造園技法のひとつで、庭園外にある山などの景物を、庭園の構成要素として取り入れること。

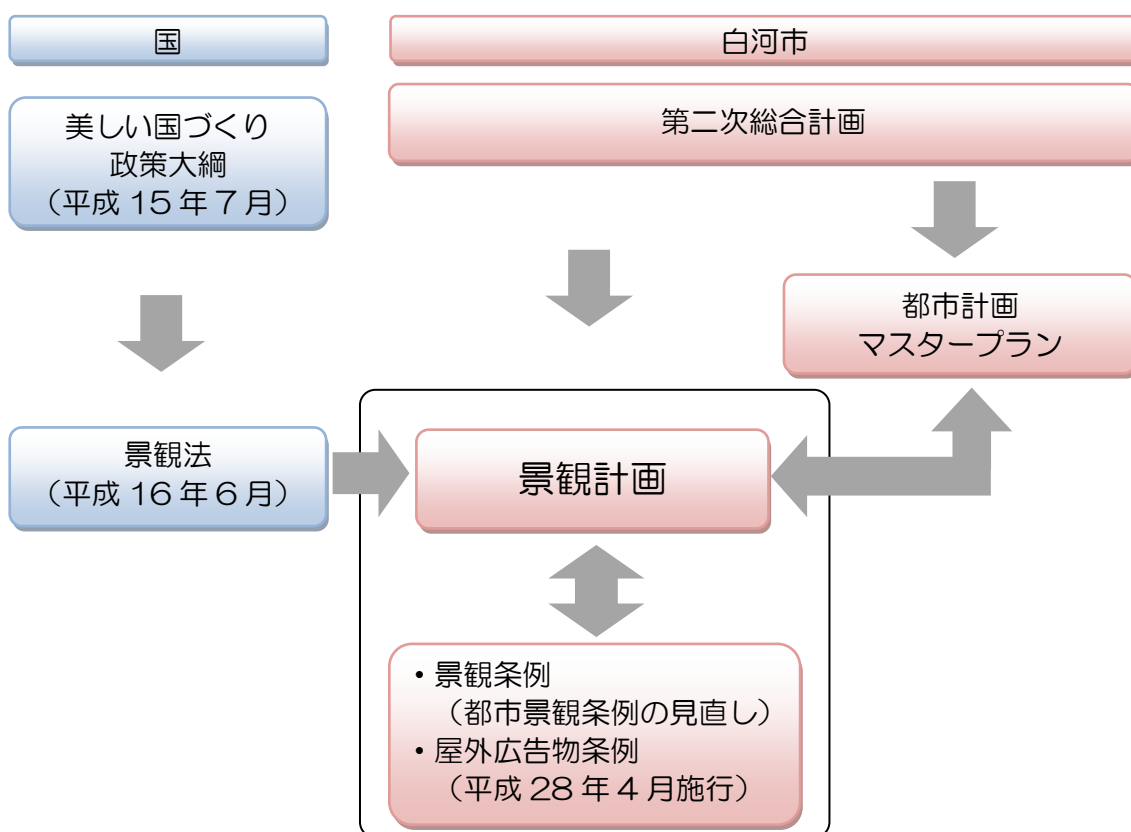
³ 山当て：都市の街路を造る際、背景となる山が街路の軸線上にくるように街路の方向を定める手法。山当てが用いられた街路は、遠景の山等によって意味づけられ、象徴的な街路空間となります。

■ 計画策定の目的

本計画は、景観法第8条⁴の規定に基づく、白河市における良好な景観の形成に関する総合的な指針となる計画です。計画の策定にあたっては、白河市の景観特性や課題を踏まえ、景観形成に関連するまちづくり、文化財、環境、農業等の各分野との連携を前提とした景観まちづくりについての基本的な考え方を定め、歴史と景観を活かしたまちづくりを積極的に推進するための方策を示します。

■ 計画の体系

上位計画である「白河市第二次総合計画」や「白河市都市計画マスタープラン」等の部門別計画と整合を図ります。



■ 計画の期間・見直し

この計画は、概ね20年間（平成42年）を目標期間とします。ただし、社会情勢の変化等を考慮して必要に応じて見直しを図ります。

⁴ 景観法第8条：景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における土地の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。

■ 景観計画の区域

白河市固有の歴史、文化、自然景観を活かしながら、地域の風土や文化を尊重した魅力あふれる景観形成の推進をめざし、白河市全域を景観計画区域とします。



図 1 景観計画区域の位置

第1章 景觀特性

第1章 景観特性

1. 白河市の特性

■ 位置

白河市は、福島県中通り地方の南部に位置しています。古くから白河関がみちのくの玄関口としての役割を果たしており、松尾芭蕉をはじめたくさんの人々がこの地を訪れ、様々な人やものが交流する要衝の地として発展してきました。近年では、より高速で移動できる東北自動車道や東北新幹線が整備されています。

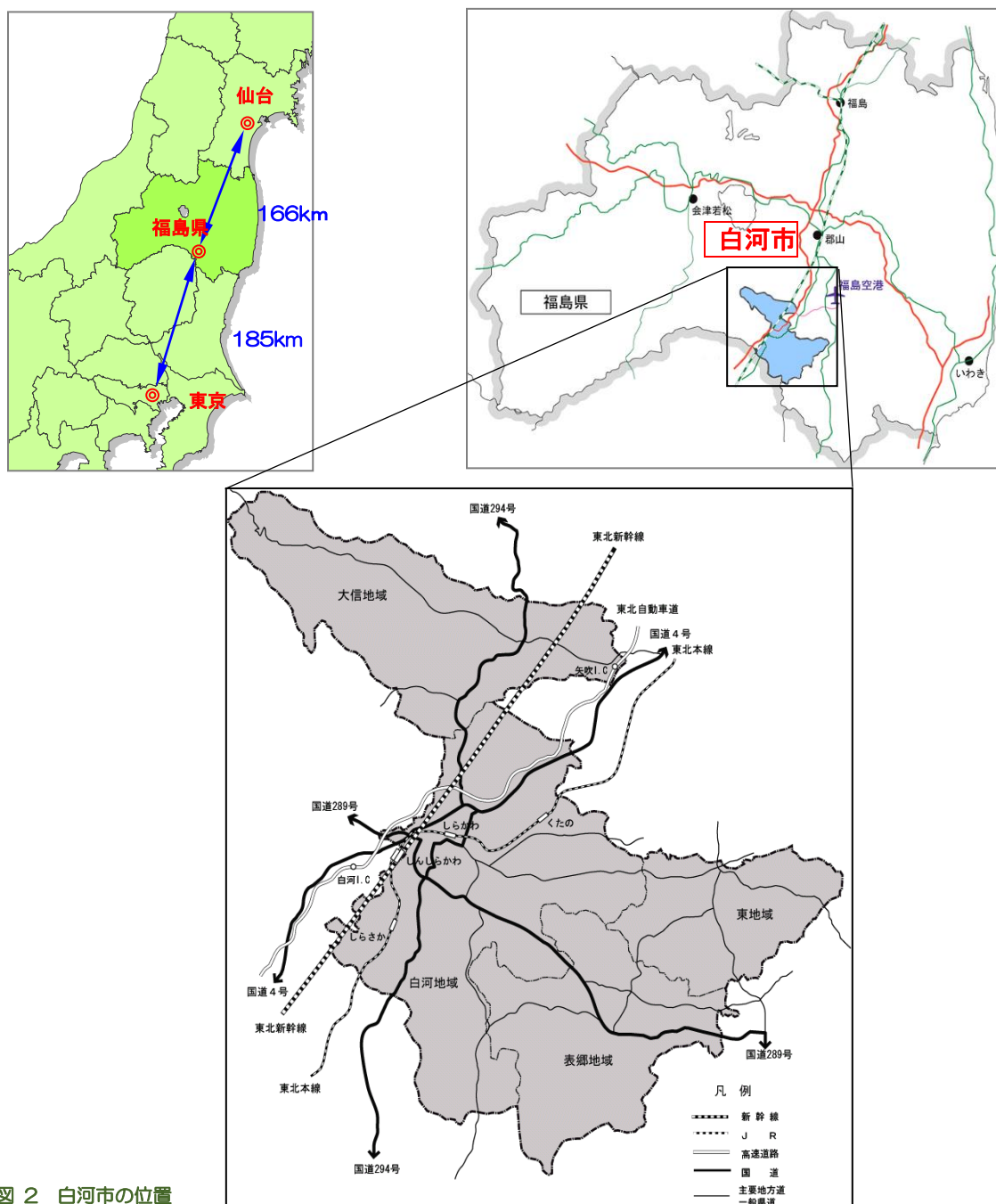


図2 白河市の位置

■ 地勢・気候

面積は 305.32 km²で、西に那須山系、南には八溝山系が連なり、その間を阿武隈川が流れる豊かな緑と水に囲まれた標高 300～1,000m にある高原地帯となっています。田園風景が広がる標高約 300～400m の平地と 400～600m の丘陵・山岳地帯で大部分が形成されており、最高標高は大信地域西北端にある権太倉山の 976.3m となっています。

一級河川には市内中心部から東地域北部に流れる阿武隈川、表郷地域を東西に流れる社川、大信地域を東西に流れる隈戸川などがあります。阿武隈川の河川流域を中心に市街地が形成され、市街地や既存集落地からは、那須山系、八溝山系がスカイラインを形づくっています。既存集落地においては河川と水田及び里山により、ふるさとの景観や自然環境が保全されています。

気候は、年平均気温約 12℃で、夏は涼しく、冬は季節風の影響で寒さは厳しいものの、積雪量は少なくなっています。



谷津田川せせらぎ通り周辺を包む雪景色

第1章 景観特性

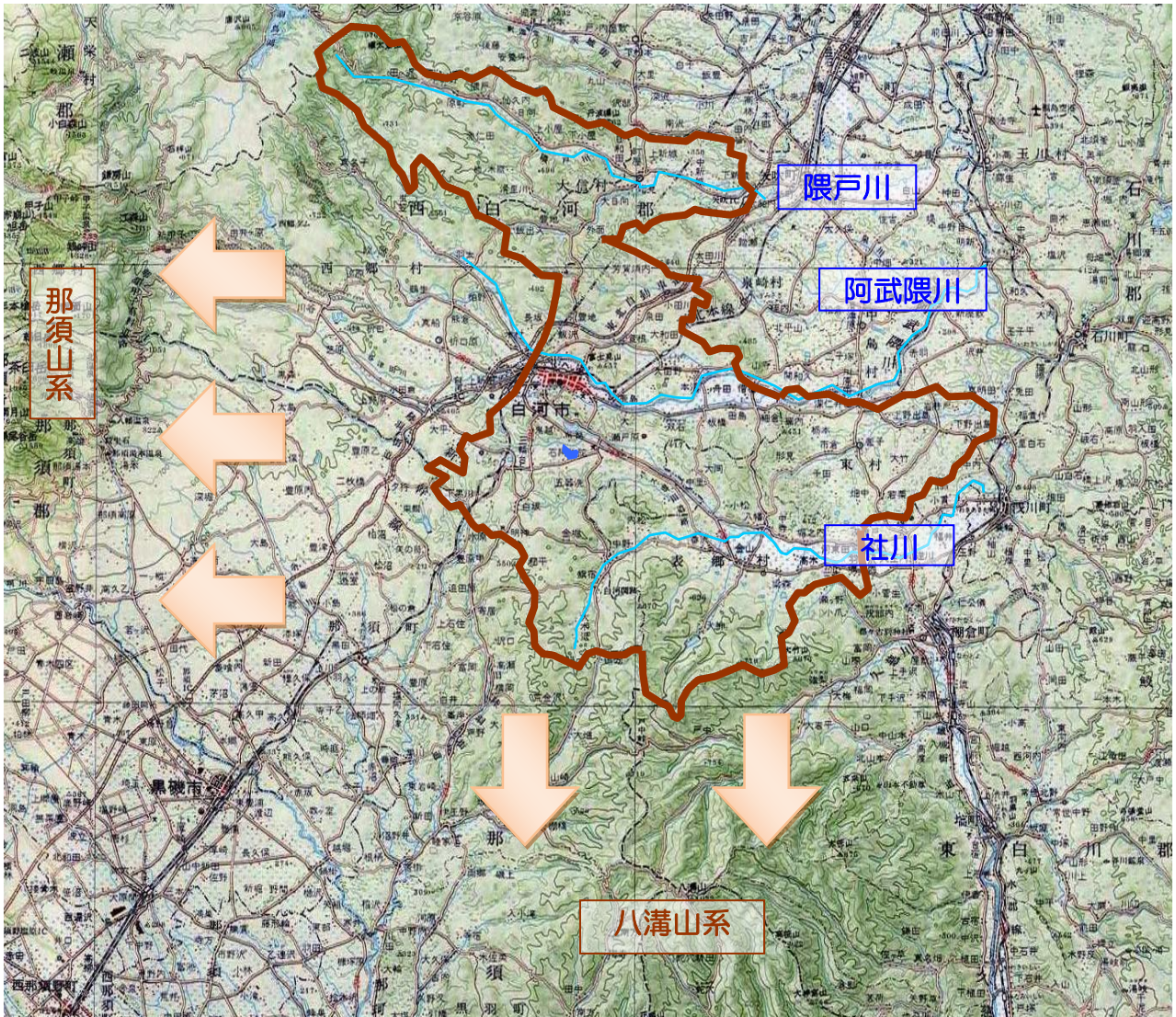


図3 白河市の地勢

2. 白河市の景観特性

現在の白河市の景観は、地形や植生などの自然環境をベースとしてつくられた都市基盤の上に、古代から重ねられてきた歴史と、人々の活動や、くらしの営みにより形成されてきました。これらの景観を形成する要素の基盤となる地形等の自然的要素、また、それらを基に培われてきた歴史や市街地・集落形成、土地利用等の社会的要素により整理し、白河市の景観特性を把握します。

白河市の景観を構成する代表的な要素を下表のとおり分類します。

景観特性の概要

NO	景観特性	概要	景観構造の骨格
1	歴史景観	寺社等の歴史的建造物、歴史的街並み、史跡等、歴史的要素により構成される景観、または文学・詩歌・芸能・祭り等にちなむ景観	面
2	都市景観	主として建築物群によって構成される住宅地、商業地、工業地等における景観	
3	田園景観	阿武隈川、社川、隈戸川等の源流域に広がる優良農地、集落等における景観	
4	自然景観	山地、丘陵地、農地、河川等自然的オープンスペースによって構成される景観	
5	眺望景観	那須連峰をはじめとする山々やランドマークとなる建築物等を眺望して得られる景観、または高台等から見渡して得られる景観	眺望
6	景観軸	道路、河川等地域の骨組みとなる線的な景観	線
7	景観拠点	歴史的建造物、樹木等の点的な景観	点

第1章 景観特性



図 4 主要な景観資源

2-1 歴史景観

白河市には、長い歴史の中で培われてきた歴史的・文化的景観資源があり、これらを代々守り続けてきました。小峰城跡を中心とした旧奥州街道沿いの寺社仏閣・歴史的建造物・蔵等の古い街並み、阿武隈川、谷津田川沿いの風景など数多くの美しい景観があります。

また、歌枕として名高い「白河関跡」をはじめ、白河藩主松平定信が築造し、庶民に開放した「南湖公園」、奥州街道や会津街道といった歴史的街道沿いの集落など、貴重な歴史遺産が現代に引き継がれています。



小峰城跡と那須連峰

2-2 都市景観

白河市はみちのくの玄関口として、東北自動車道、東北新幹線等の高速交通体系に加え、首都圏に隣接するという地理的優位性を有していることから都市機能が集積しており、利便性の高い良好な都市景観が形成されています。特に、新白河駅周辺は、昭和57年に東北新幹線が開業し新白河駅が設置されて以降、分譲マンションやホテルなど高さ30m前後の高層ビルが立ち並び、様々な商業施設が立地しています。

市街地は、戸建て住宅を主体に構成され、落ち着きと緑の潤いのある良好な住宅地が形成されています。また、市街地を取り囲むように、市民の就業の場となり、まちの活力を生み出す工業団地が分布しており、緑豊かな工場地の景観が形成されています。



新白河駅周辺

2-3 田園景観

市内には阿武隈川、社川、隈戸川をはじめとする多くの河川が存在し、これら流域には優良農地が広がって、美しく良好な景観が形成されています。

ここでは、田植えから稲刈りまでといった農業が作り出す四季折々の景観を楽しむことができるとともに、集落や住宅が点在して、景観にアクセントを添えています。

古くから人々に引き継がれてきた、豊かで美しい心安らぐ農村特有の田園景観は、那須連峰の裾野に広がる白河ならではの特徴となっています。



阿武隈川流域に広がる田園景観

2-4 自然景観

穏やかな丘陵地と緑豊かな森林は、白河市の背景となる貴重な景観資源となっています。

白河市の最高峰である権太倉山（標高 976.3m）は美しい稜線を持ち、麓には聖ヶ岩が位置するなど、四季を通じて豊かな自然に恵まれており、ふるさとの山として地域に親しまれ、隈戸川流域からの重要な眺望景観となっています。

独立丘陵の関山（標高 619.0m）や八溝山系に連なる天狗山をはじめとする山並みは、社川流域の背景としても重要な景観資源となっており、犬神ダムからは良好な眺望景観が得られます。



隈戸川流域の権太倉山眺望

2-5 眺望景観

白河市は四方を山々に囲まれています。特に那須連峰の勇壮な山並みは、白河市を代表する眺望景観であり、ふるさと白河の心象風景として市内の学校校歌にも多く歌われています。

白河市の宝である南湖公園から那須連峰や関山を望む眺望景観は、市民はもとより多くの来訪者に親しまれています。

また、中心市街地から望む小峰城跡三重櫓は、白河らしさを象徴する貴重な眺望景観となっています。



南湖公園千世の堤から望む那須連峰

2-6 景観軸

道路や河川は、拠点的な景観要素や地域を結ぶとともに、豊かな自然・歴史に育まれた白河の風土景観の骨格を形成しています。

高速道路や国道、県道等の主要な幹線道路、街道等により構成される景観軸である道路からは、小峰城跡三重櫓や周田の山並みなどの眺望景観が得られます。また、奥州街道、白河街道（会津街道）、石川街道、棚倉街道等の歴史的街道の沿道には、宿場のおもかげを残す建築物などがあり、個性的な景観を創出しています。

阿武隈川・隈戸川・社川・谷津田川等の河川は、豊かな自然環境を感じることできる貴重な景観資源となっています。



谷津田川から望む那須連峰

2-7 景観拠点

白河市は、古代の「白河関跡」、白河藩主7家21代の居城「小峰城跡」、松平定信が士民共楽の理念に基づき造営した「南湖公園」など、豊富な歴史的・文化的資源を有し、白河らしい景観を特徴づける拠点が数多くあります。また、こうした優れた景観を有する場所では、多くの人が集まり伝統行事やイベントが催されており、白河という都市空間を印象づける重要な景観資源となっています。



図5 景観拠点

第1章 景観特性



① 聖ヶ岩



② 満徳寺のしだれ桜



③ 白河ハリストス正教会



④ 関山



⑤ 境の明神



⑥ 建鉾山からの眺め



⑦ 白河提灯まつり



⑧ 白河だるま市

第2章 良好な景観の形成に関する方針

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1. 基本理念と目標

白河市がめざす景観づくりの基本理念と目標は、次のとおりとします。

【基本理念】

～次世代に伝える白河らしい景観～

みんなで育む美しいふるさと白河

白河市の景観は、本市の魅力と風格を決定する重要な構成要素であり、これまで培われてきた文化の集大成といえます。市民にとっては、ふるさとの愛着と誇りを身近に感じられる最も重要な公共財産の一つです。

那須連峰の裾野に広がる緑豊かな美しい景観、先人により守り築き上げられてきた白河関跡、小峰城跡、南湖公園など、白河市にとってはどれもかけがえのないものです。また、城下町のおもかげを残した中心市街地は、400年来の人々の生活やふれあいの中で育まれた歴史的な財産でもあります。これらの白河らしい景観を慈しみながら、次の世代に伝えていくことが私たち市民に課せられた役割といえます。

このように、景観にはこれまでの長い歴史や文化、市民の暮らしぶりが反映されるため、長い期間をかけて少しずつ守り育てていくことが大切です。

市民の皆さんと協力し、白河市に数多く残る歴史的な景観や美しい自然景観を守り育てるとともに、魅力をつなげ、将来に向けてより美しいふるさと白河の景観を築いていきます。

【景観形成の目標】

○白河らしい歴史的景観を守り伝えます

白河市には、南湖公園や小峰城跡、白河関跡など、先人が守り築いてきたかけがえのない歴史的遺産があります。

これら後世に残すべき財産を活かしながら、地域の風土や文化を反映した魅力あふれる白河市の景観を育てていきます。



小峰城跡三重櫓

〇にぎわいのある美しい街並みの景観をつくります

白河市は県南地域の核として多様な都市機能が集積していることから、歴史や自然景観との調和を図りつつ、魅力とにぎわいのある市街地景観を形成します。

また、行政関連施設や文化施設等は、周辺の景観特性と調和した質の高い形態意匠のデザインとし、景観形成の先導的役割を果たすよう努めます。



Decora しらかわ

〇ふるさとの田園景観を守り伝えます

阿武隈川、隈戸川及び社川などの流域沿いなどに広がる田園景観は、優良農地としてだけでなく、都市の貴重なオープンスペースとして、また白河市の代表的なふるさとの風景として、守り続けていきます。



田園景観

〇豊かな自然景観を守り伝えます

那須連峰をはじめとする山々や丘陵地、河川など、地域の誇りある美しい風景を保全するとともに、これらへの眺望が確保できる場所や景勝地を守り育むことにより、地域の美しい自然景観を次世代に継承します。



関山

○優れた眺望景観を守り伝えます

白河市は四方を山々に囲まれています。特に那須連峰は、白河市を代表する美しく雄大な景観が得られることから、昔から広く親しまれてきました。

これらの四季折々に変化するいどろり豊かな山並み景観は、白河市の景観を構成する最も重要な要素として守っていきます。



小峰城跡より那須連峰を望む

○住民による身近な景観づくりを推進します

市民、NPO、民間事業者の主体的な活動や、行政との協働により、ふるさと白河の景観づくりを進め、景観資源として未来に継承していきます。

また、景観に関する情報を積極的に発信し、市民の景観に関する意識の醸成に努めるほか、景観形成の企画・立案段階から市民の参画を図り、地域の意向を十分に反映した特色ある景観づくりを推進します。



谷津田川

第2章 良好な景観の形成に関する方針

2. 景観計画区域の区分

白河市全域が対象となる景観計画区域内には様々な土地利用や景観特性が見られるため、次のとおりきめ細かく区域区分を定め、この区域区分ごとに景観形成方針を定めます。

歴史景観	○小峰城跡・白河駅周辺地区 ○城下町地区 ○南湖公園周辺地区 ○歴史的街道沿いの集落地区 ○白河関跡周辺地区
都市景観	○新白河駅周辺地区 ○工業団地地区 ○住宅地地区
田園景観	○阿武隈川流域地区 ○隈戸川流域地区 ○社川流域地区
自然景観	○権太倉山麓地区 ○八溝山麓地区

また、景観計画区域のうち、特に美しい景観形成に向けて重点的かつ計画的に整備していく必要のある地区については、「景観計画重点区域」及び「景観計画推進区域」を設定します。これらの地区は、地域の皆さんの意見を聴きながら、地区の現況や課題をふまえた景観形成方針を示し、地区独自のよりきめ細やかな景観形成の基準を設けることにより、より良い景観誘導を図っていきます。

景観計画 重点区域	本市の有する貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる地区で、地区の特性に応じたきめ細かな景観形成をめざします。	
	名称	区域
	小峰城跡・白河駅周辺地区	史跡「小峰城跡」、都市計画法に基づき定められた白河駅北地区計画及び白河駅南地区計画地区、白河駅舎及びプラットホーム周辺を含む地区【23 ページ図 7】
	南湖公園周辺地区	史跡・名勝「南湖公園」、南湖風致地区及び南湖風致地区と一体となって良好な景観を形成する地区（風致隣接地区）、及び上流の農業振興地域（国道 294 号東側まで）の一部を含む地区 【25 ページ図 8】
	白河関跡周辺地区	史跡「白河関跡」、白河関の森公園を含む地区 【27 ページ図 9】
景観計画 推進区域	歴史的景観を継承するために行政と地域住民との協働が必要とされる地区で、地域住民とともに景観まちづくりを推進し、住民による景観協定をめざします。	
	名称	区域
	城下町地区	旧奥州街道に沿って発展した城下町地区、整備された谷津田川せせらぎ通り周辺、及び歴代白河藩主菩提寺跡のある小南湖周辺を含む地区 【29 ページ図 10】
		(城下町地区 重点推進区域) 城下町地区の区域の中でも、旧奥州街道沿い等に面し、歴史的景観資源が豊富に存在する区域 【31 ページ図 10-1】
歴史的街道沿いの集落地区	江戸時代に整備が行われた旧街道に面する宿場景観を残す周辺地区 【33 ページ図 11】	

第2章 良好な景観の形成に関する方針

景観計画区域の区分

歴史景観	小峰城跡・白河駅周辺地区	
	南湖公園周辺地区	
	白河関跡周辺地区	
	城下町地区	
	歴史的街道沿いの集落地区	
都市景観	新白河駅周辺地区	
	住宅地地区	
	工業団地地区	
田園景観	隈戸川流域地区	
	阿武隈川流域地区	
	社川流域地区	
自然景観	権太倉山麓地区	
	八溝山麓地区	
景観軸	道路軸	
	河川軸	

※ 景観計画重点区域 景観計画推進区域
● 主要な景観資源

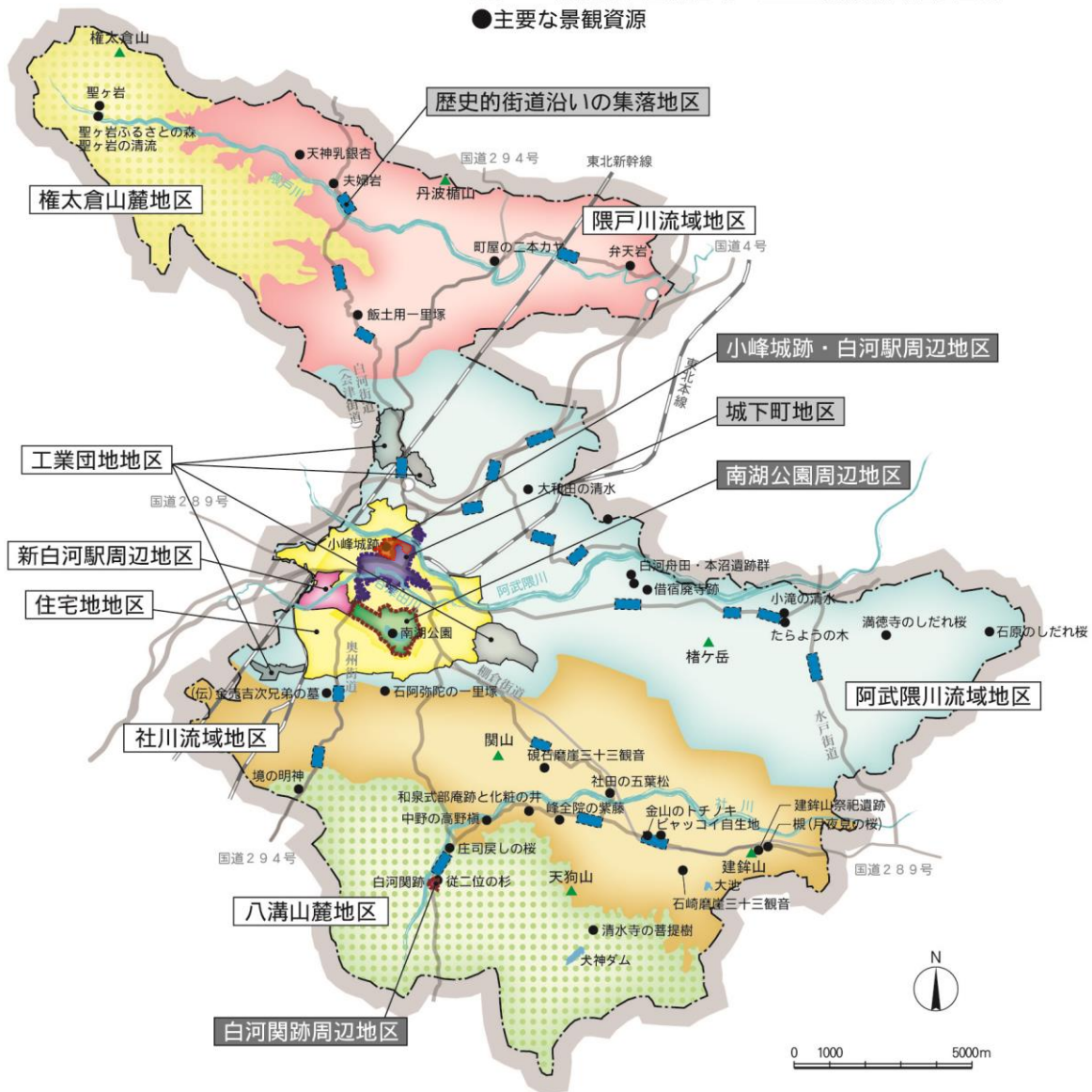


図 6 景観計画区域の区分

3. 景観形成方針

■ 歴史景観

小峰城跡・白河駅周辺地区（景観計画重点区域）

【位置づけ】

JR 白河駅の北側に位置する小峰城跡は、約 700 年の歴史を持つ城跡で、市内の高校の校歌にも歌われている白河市のシンボルです。

本地区は、歴史的資源である小峰城跡・白河駅舎等を視対象とする白河市の歴史と文化の拠点となる地区であることから、景観計画重点区域に指定します。



小峰城跡三重櫓

【景観特性】

◎小峰城跡史跡地区

約 700 年前に城郭としての歴史がはじまった小峰城（写真①）は、江戸時代初期の約 400 年前に城下町とともに再整備され、白河藩主の居城として政治の中心を担っていました。現在は本丸と二の丸跡に相当する区域が国指定史跡となっています。また、本丸跡には三重櫓、前御門などの建築物が木造復元されており、友月山、都市計画道路白河駅白坂線などの主要な視点場⁵からの眺望景観の視対象となっています。

景観づくりの上で重要な建造物である三重櫓については、市街地からの眺望を確保するとともに、景観重要建造物に指定しました。（平成 23 年 9 月 1 日指定第 1 号）

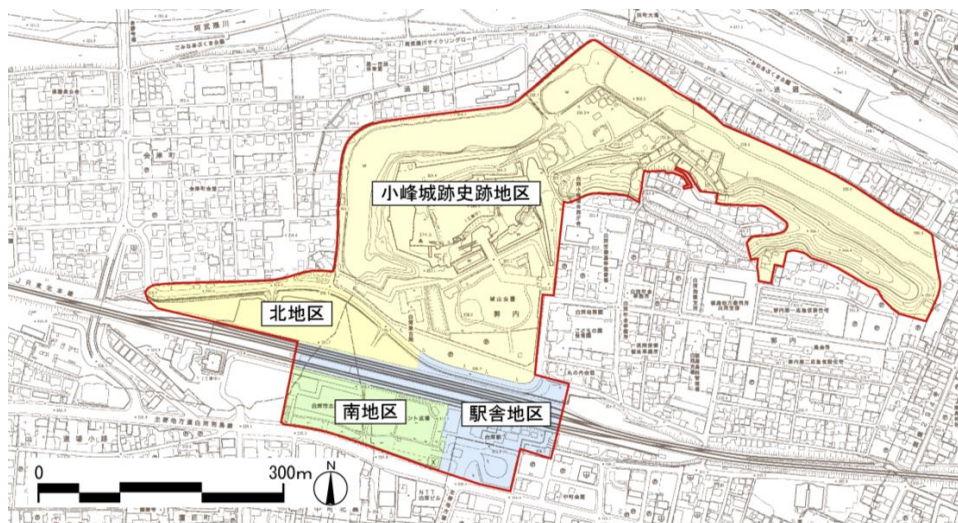


図7 景観計画重点区域の範囲

⁵ 視点場：対象となる景観を見る場所のこと。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

◎駅舎地区・南地区・北地区

旧三の丸跡に大正時代に建築された白河駅舎（写真③）とプラットホームは、交通の結節点、中心市街地の顔として、また全国でも数少ない大正ロマンあふれる駅舎として乗降客をはじめ市民に親しまれています。

プラットホームの南には、文化ゾーンとして地区計画が導入されている南地区が隣接しており、平成23年7月には白河市立図書館（写真②）、平成28年10月には白河文化交流館が開館しました。また、北地区は、景観保全地区として地区計画が導入されています。

【良好な景観の形成に関する方針】

- 小峰城跡に代表される市街地形成の歴史的経緯を尊重しながら、白河市の顔としてふさわしい景観づくりを進めます。
- 白河市にとって重要なシンボルである小峰城跡三重櫓への眺望景観の十分な確保を図ります。
- 白河市の顔となる歴史拠点として、将来的には都市計画法に基づく景観地区指定を検討します。
- 大正時代に建てられた貴重な地域資源であるJR白河駅舎周辺については、大正建築のデザインを尊重し、駅舎のイメージを損なわない景観形成を図ります。

【都市景観大賞（都市空間部門）優秀賞】

白河市の有する歴史資源と那須連峰を望む優れた環境に加えて、小峰城道場門遺構、駅前イベント広場（写真④）や図書館の整備など、白河市が取り組んできた自然、歴史、文化が融合した景観形成により街の魅力が育まれていることが評価され、平成26年度都市景観大賞「都市空間部門」優秀賞を受賞しました。



①小峰城跡三重櫓・前御門
（白河市景観重要建造物 指定第1号）



②白河市立図書館



③白河駅舎



④小峰城道場門遺構、駅前イベント広場

第2章 良好な景観の形成に関する方針

南湖公園周辺地区（景観計画重点区域）

【位置づけ】

白河市の宝である南湖公園は、貴重な歴史的・文化的資源として市民はもとより多くの来訪者に親しまれています。特に、千世の堤（写真③）を視点場とした那須連峰への眺望景観は、白河市にとって貴重な財産です。

こうした貴重な歴史的・文化的資源を将来にわたって保全していくため、周辺一帯を景観計画重点区域に指定します。



南湖公園から那須連峰を望む

【景観特性】

200年前、白河藩主松平定信が士民共楽の理念のもとに雄大な眺望景観（借景）を創出させた南湖公園は、白河市の宝であり、貴重な歴史的・文化的資源として市民はもとより多くの来訪者に親しまれています。那須連峰と関山を眺望景観（借景）に取り入れ、南湖の周囲を鏡の山、月待山、小鹿山などの丘陵が取り囲み、四季折々の景観を楽しむことができます。また、共楽亭（写真①）、翠楽苑（写真②）、南湖神社といった地域資源が点在し、往時の姿が現在にも継承されています。

しかし、近年においては南湖上流の新白河駅周辺地区における高層ビル等の建設や市街化により、千世の堤を視点場とした那須連峰への眺望景観（借景）が阻害される状況が一部に見られています。このため、南湖公園を含む周辺一帯の地区について、良質な景観形成を図る必要が生じています。

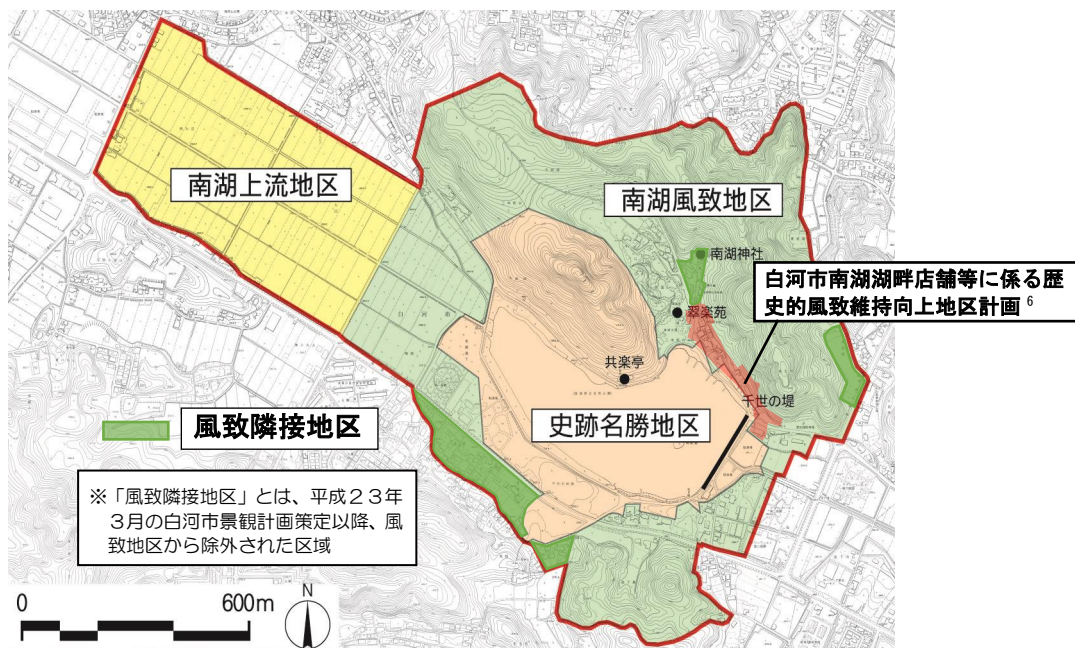


図 8 景観計画重点区域の範囲

⁶白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づき歴史的風致形成する店舗群を維持向上させるために地区指定するもの。平成 28 年 7 月 1 日指定。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

【良好な景観の形成に関する方針】

- 南湖公園を景観上さらに魅力あるものとし、来訪者を惹きつける歴史・文化の拠点とするため、「史跡名勝南湖公園 第2次保存管理計画」⁷に基づき景観保全を図ります。
- 南湖公園千世の堤を視点場とした那須連峰の眺望景観（借景）を確保するため、農政部局と調整を図り国道294号（旧奥州街道）より東側の農振農用地については農的景観を積極的に保全します。
- 共楽亭、翠楽苑、南湖神社等の地域資源を尊重し、南湖公園のイメージを損なわない景観形成を図ります。
- 公園内に立地する建築物等については、市民との話し合いを進めながら、南湖の風致に調和した景観づくりを行っていきます。
- 看板類・自動販売機等は、南湖の風致に調和した誘導に努めます。
- 白河市の宝として、将来的には都市計画法に基づく景観地区指定を検討します。
- 歴史まちづくり法に基づく白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画に指定された区域においては、南湖の歴史的風致と調和した形態・意匠の建築物等の整備を行います。（写真④）



① 共楽亭



② 翠楽苑(白河市景観重要建造物 指定第2号)



③ 千世の堤



④ 歴史的風致維持向上地区計画指定区域

⁷史跡名勝南湖公園 第2次保存管理計画：歴史的・文化的資源である南湖公園を適切に保存管理・整備・活用を図り、次世代へ末永く継承していくため、史跡等を構成している歴史や文化、自然、環境、景観などの諸要素を考察し、それらを適切に保存・管理及び運営するための基本方針や方法と整備活用の骨子を示した計画。平成20年3月策定。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

白河関跡周辺地区（景観計画重点区域）

【位置づけ】

本地区は、古代から先人が守り築いてきたかけがえのない歴史的遺産である白河関跡を核とし、白河関の森公園を含む地区です。

貴重な歴史的遺産を将来にわたって保全していくため、景観計画重点区域に指定します。



白河関跡

【景観特性】

奈良・平安時代頃に存在した国境の関である白河関跡（写真①②④）は、国指定史跡であり、文学の世界では歌枕として数多くの古歌に詠まれ、歴史景観上重要な場所となっています。

隣接地には「白河関の森公園」（写真③）が整備されており、茅葺民家を移築したふるさとの家や大型遊具があり、多くの利用者がいます。

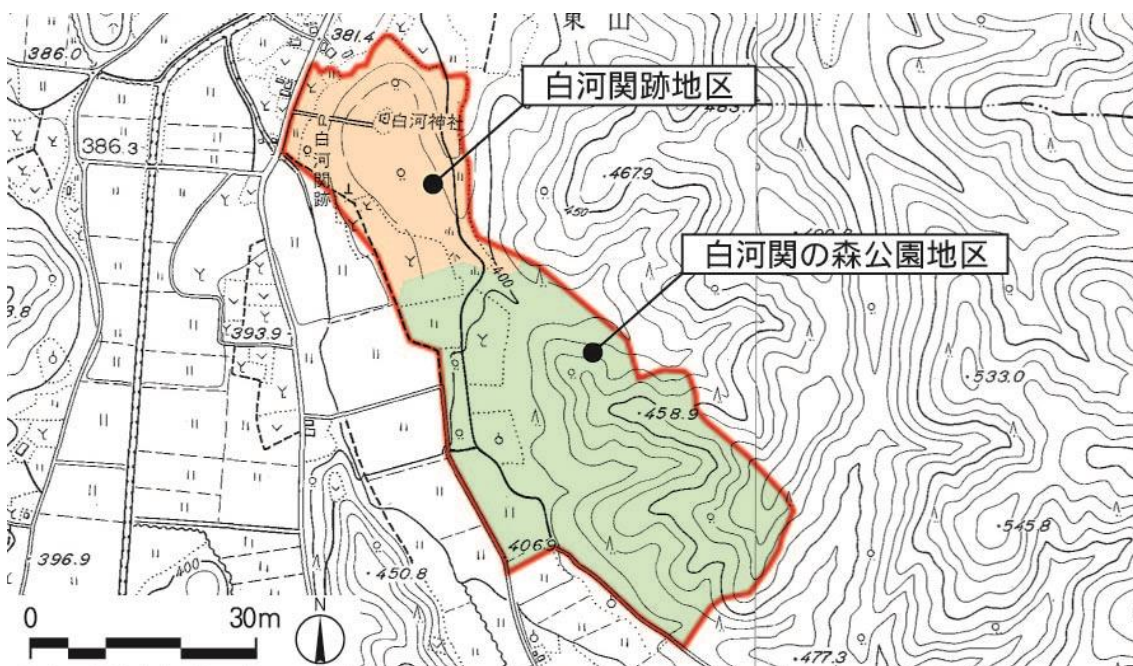


図 9 景観計画重点区域の範囲

第2章 良好な景観の形成に関する方針

【良好な景観の形成に関する方針】

- 白河関跡及び隣接する「白河関の森公園」と周辺の自然環境との連携を図り、貴重な歴史資源として趣のある景観を形成します。
- 建築物や看板等は、歴史資源や周辺の自然環境と調和した落ち着いた趣のある景観を形成できるようデザインや色彩に配慮します。
- 将来的には都市計画法に基づく景観地区指定を検討します。



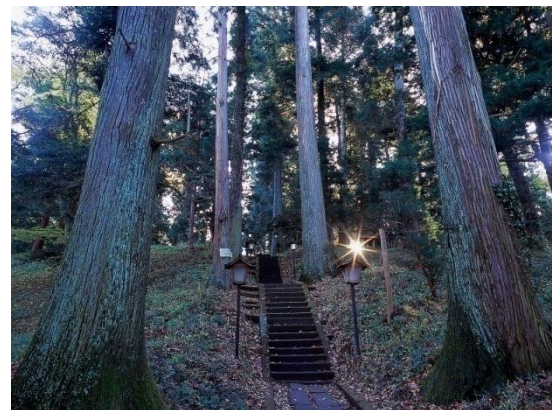
①白河関跡のフジ



②白河関跡の古関蹟碑



③白河関の森公園



④白河神社

第2章 良好な景観の形成に関する方針

城下町地区（景観計画推進区域）

【位置づけ】

旧奥州街道（国道 294 号）に沿って発展してきた本地区は、沿道に蔵や商家などの歴史的景観が残り、白河だるま市、白河提灯まつりなど、白河市を代表する祭りが行われ、白河市のにぎわいの拠点となる地区です。

景観協定の導入等、住民との協働によるルールづくりを積極的に進めることをめざして、景観計画推進区域に指定します。



老舗通り

【景観特性】

約 400 年前に奥州街道沿いに整備された城下町地区は、現在も白河市の中心市街地としてその歴史が受け継がれています。奥州街道沿いやその裏通りには、町境ごとに力ギ形状の街路が残り、沿道には伝統的な店構えの商家や蔵など（写真①～③）が多く、さらに白河藩歴代大名墓所の存在する小南湖周辺（写真④）の丘陵地も含め、全体が城下町らしい歴史的空間を醸し出しています。

また、奥州街道や裏通りの街路の軸線上には、背景として那須連峰の山並みや風神山・雷神山などの丘陵が見えるように街路の方向が定められており、山当てと呼ばれる景観作法を現在でも読みとることができます。

しかし、伝統的な商家づくりの建物や蔵が減少し、城下町のおもかげは徐々に失われつつあります。また、駅前周辺から小峰城跡三重櫓への眺望景観に対して、道路付属物等が支障となっており、都市計画道路白河駅白坂線沿道の景観形成や、友月山などからの眺望景観の確保が求められています。

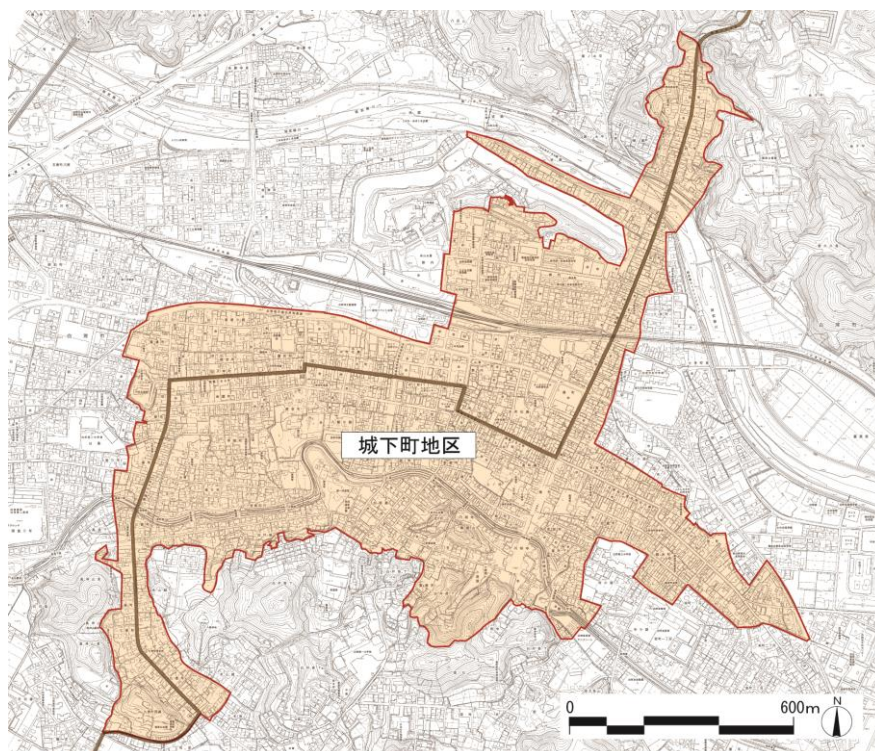


図 10 景観計画推進区域の範囲

第2章 良好な景観の形成に関する方針

【良好な景観の形成に関する方針】

- カギ型の奥州街道の骨格を活かすとともに、由緒ある寺社仏閣や歴代大名の墓所がおかれる小南湖周辺などにあるまとまった緑地が作り出す風情ある景観を守り育てていくため、建物の色彩やデザインに配慮した、落ち着いた雰囲気での景観形成を行っていきます。
- 主要な視点場（友月山、都市計画道路白河駅白坂線）から三重櫓への眺望を確保するとともに、カギ型街路部分における山当てに配慮するため、建築物等の高さや形態に関するルールを導入します。
- 住民ワークショップなどの実施をはじめ、住民に対して景観まちづくりへの参加を継続的に働きかけ、市民一人ひとりが参画する地域主体の景観づくりを推進します。
- 住民間の約束事を取り決める景観協定の締結を積極的に推進し、建築物や工作物、屋外広告物等の規模や形態、色彩等について、住民との協働によるルールづくりを検討します。
- 城下町を意識した建築物等の形態・意匠・色彩等の推奨基準を定めた「白河市景観形成ガイドライン⁸」などの基準に適合する建築物等に対する景観補助や表彰に取り組みます。あわせて、町屋にみられる短冊形の敷地制約を魅力あるものとして活用した、白河ならではの特色あるまちなか居住を推進します。



①通りのランドマークになっている松と蔵



②飲食店に活用されている歴史ある建物



③住まいに活用されている蔵



④歴代大名の墓所がおかれる小南湖

⁸白河市景観形成ガイドライン：景観計画の方針に基づき、地域の歴史文化を活かしたまちづくりのために策定した景観設計指針。平成24年3月策定（令和4年3月一部改定）。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

城下町地区重点推進区域（景観計画推進区域）

【位置づけ】

景観計画推進区域に指定した城下町地区の中でも、旧奥州街道（国道294号）等、白河市の歴史経緯を象徴する街道沿いについては、歴史的景観資源が豊富に存在する地区であり、重点的に景観形成を推進するために、景観計画推進区域城下町地区において、重点推進区域に指定します。



重点推進区域沿線の街並み

【景観特性】

この地区は、奥州街道沿いのかつての町人町で、現在も昔ながらの短冊状の敷地割りが残り、沿道には伝統的な店構えの商家や蔵などの建築物と明治・大正時代の趣ある建築物が商店等として利用されながら多く残っています。

また、平成23年2月（第2期：令和3年3月）に国認定を受けた白河市歴史的風致維持向上計画に基づき指定した歴史的風致形成建造物のうち約7割の建造物が集中している地域です。

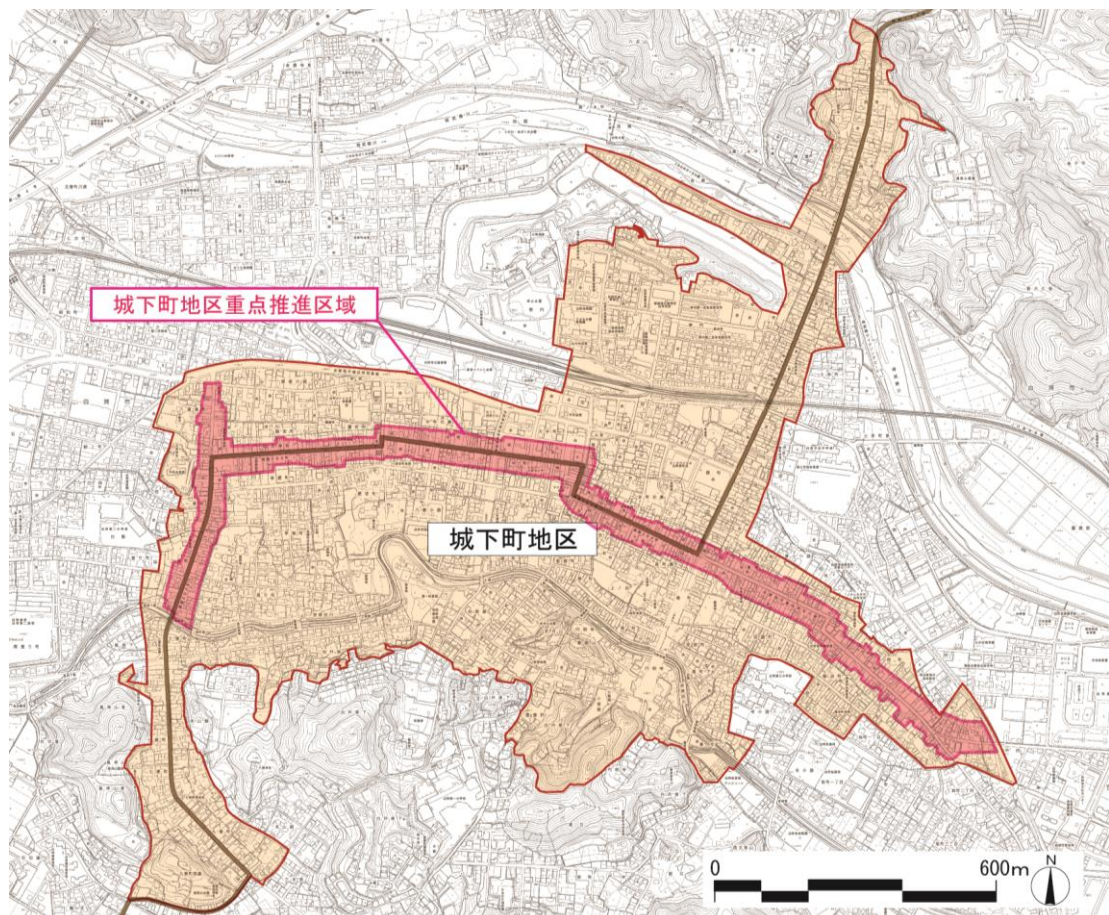


図 10-1 城下町地区重点推進区域の範囲

第2章 良好な景観の形成に関する方針

【良好な景観の形成に関する方針】

- 城下町を意識した建築物等の形態・意匠・色彩等の推奨基準を定めた白河市景観形成ガイドラインに基づき、基準に適合する建築物等に対し、積極的に景観補助に取り組みます。
- 町屋にみられる短冊形の敷地制約を魅力あるものとして活用した、白河ならではの特色あるまちなか居住を積極的に推進します。
- 周辺の建物との連続性に配慮し、歴史的な意匠を継承した景観へと誘導することで、歴史的建造物と現代の街並みが調和する街道沿いの景観を形成することを目指します。
- 区域に残る歴史文化資源を活かした住民による景観まちづくり協定の締結に向けた活動等を積極的に支援していきます。
- この地区は、鹿嶋神社祭礼（白河提灯まつり）の運行ルート、白河だるま市の開催会場等になっており、電線・電柱類が祭礼時の景観阻害要因及び運営支障となっているため、無電柱化を整備推進するための調査・検討等を行い、歴史的な街並みの維持、形成に繋げていくものとします。



① 櫻井呉服店建造物群（道場町）



② 藤屋建造物群（二番町）



③ 今井醤油店建造物群（天神町）



④ 大谷忠吉本店（白陽酒造）建造物群（本町）

第2章 良好な景観の形成に関する方針

歴史的街道沿いの集落地区（景観計画推進区域）

【位置づけ】

奥州街道、白河街道（会津街道）、石川街道、棚倉街道等の歴史的街道に面する集落には、現在も宿場町のおもかげを残す建築物等があり、個性的な景観を創出している地区です。景観協定の導入等、住民との協働によるルールづくりを積極的に進めることをめざして、景観計画推進区域に指定します。

【景観特性】

江戸時代に奥州街道や会津街道等の宿場として人と物の往来でにぎわった歴史的街道沿いの集落（写真①～④）には、現在も宿場の風情が残されている地区があります。



図 11 景観計画推進区域の範囲

第2章 良好な景観の形成に関する方針

【良好な景観の形成に関する方針】

- 沿道の歴史的な街並みや歴史的建造物等の景観資源の保全・活用を図り、宿場的景観の形成を進めます。
- 那須連峰をはじめとする山並みなど、地域に親しまれている眺望景観や視点場を再発見し、集落や旧街道等における視点場整備を検討します。
- 住民間の約束事を取り決める景観協定の締結を積極的に推進し、宿場的景観を意識した建築物の高さや工作物、屋外広告物等の規模、形態、色彩等について、住民との協働によるルールづくりを検討します。
- 宿場的景観を意識した建築物の形態、意匠、色彩等の推奨基準となる白河市景観形成ガイドラインに基づき、当該ガイドラインの基準等に適合する建築物等に対する景観補助等に取り組みます。



① 萱根



② 上小屋（大信地域）



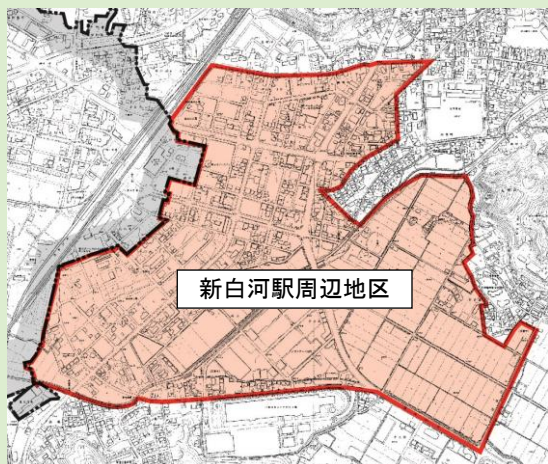
③ 番沢（表郷地域）



④ 釜子本町（東地域）

■ 都市景観

新白河駅周辺地区



新白河駅周辺の高層ビルと低層住宅

【位置づけ】

本地区は、新たな都市環境形成が進展しており、中心市街地との都市的な役割分担を考慮しながら、重要な交流拠点の一つとなる地区です。

【景観特性】

昭和 57 年に東北新幹線が開業し、新白河駅が設置されて以降、新白河駅周辺には分譲マンションやホテルなど、高さ 30m 前後の高層ビルが立ち並び、様々な商業施設が立地しています（写真①～③）。この地区は、昭和 54 年から平成 10 年にかけて土地区画整理事業が行われ、効率的な土地利用が図られています。

また、南湖公園方面においては、田園景観と市街地景観が混在する状況にあり、南湖公園へのアクセスにふさわしい景観形成が必要となっています。

【良好な景観の形成に関する方針】

- 市民の商業ニーズを支える本地区は、白河市の新しい顔として土地の高度利用を図りつつ、南湖公園から那須連峰への眺望を阻害しないよう、景観法による建築物等の高さや形態に関するルールを導入します。
- 新白河駅周辺の幹線道路沿道における良好な景観形成をめざし、色彩や屋外広告物等に関するルールづくりを進めます。

第2章 良好な景観の形成に関する方針



① 幹線道路沿道の大規模小売店舗

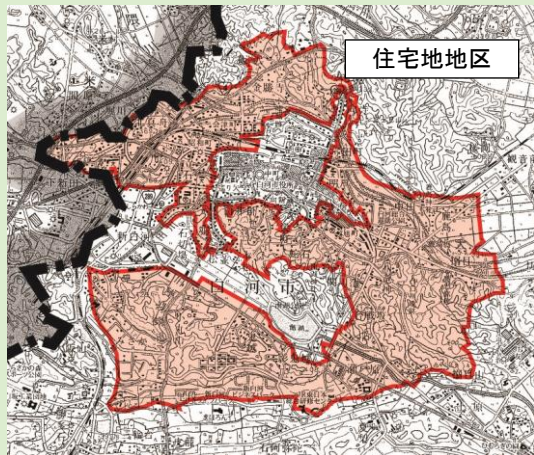


② 新白河駅周辺の高層ビル



③ 新白河駅周辺の高層ビルと那須連峰

住宅地地区



新白河ニュータウン

【位置づけ】

本地区は、低層住宅を中心としたゆとりのある住宅地です。

【景観特性】

中心市街地（城下町地区）と新白河駅周辺地区、南湖公園周辺地区を結ぶ環状道路沿いに商業施設や宅地が連なり、その周辺を取り囲むように新白河ニュータウン、南湖ニュータウン等の低層型住宅を中心とした地区が広がっています。新白河ニュータウンでは、都市緑地保全法に基づいた緑化協定⁹が行われ、良質な街並みの環境整備が図られています。また、国道4号等の幹線道路沿線は、商業系の土地利用が図られています。

【良好な景観の形成に関する方針】

- 低層住宅を中心とする住宅地として、落ち着いた雰囲気と潤いのある緑豊かな景観形成を図ります。
- 建築物等の規模・配置や形態意匠の工夫、外構の緑化等により、住宅地の背景となる山並みの稜線や丘陵地等の地形との調和に配慮します。
- 地区計画や景観協定、市民自身の取組みにより、白河らしい歴史を感じさせる落ち着いた雰囲気の景観づくりを進めます。
- 戸建て住宅が建ち並ぶ住宅団地や一定規模以上の宅地開発等については、景観協定や緑化協定等市民のルールづくりによって、建物の外観の統一や緑化の推進により、緑あふれる良好な家並み景観づくりを行います。

⁹緑化協定：土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で、平成7年の法改正により「緑化協定」が「緑地協定」に名称変更。また、平成16年の都市緑地保全法改正の際、法律名が「都市緑地法」に改正されました。

工業団地地区



工業の森・新白河

【位置づけ】

本地区は、市民の就業の場となり、まちの活力を生み出す工業地です。

【景観特性】

市街地を取り囲むように、市民の就業の場となり、まちの活力を生み出す工業団地が分布しており、緑豊かな工場地の景観が形成されています。

【良好な景観の形成に関する方針】

- 周辺の緑豊かな自然景観との調和に努めるとともに、自然環境や住環境、幹線道路からの見え方に配慮した緑豊かな景観づくりを進めます。
- 建築物等の規模・配置や形態意匠の工夫、外構の緑化等により、工業地の背景となる山並みの稜線や丘陵地などの地形との調和に配慮します。

■ 田園景観

阿武隈川流域地区



阿武隈川

【位置づけ】

市の中央部を東西に流れる阿武隈川とその支流である高橋川・泉川流域に小田川、大沼、五箇、釜子、小野田などの集落が点在し、歴史的な風情を残した田園環境を有している田園集落地です。

【景観特性】

市の中央部を東西に流れる阿武隈川とその支流である高橋川・泉川流域には、小田川、大沼、五箇、釜子、小野田などの田園と集落が分布する地域です。

小田川地区北側の小田川、萱根の集落は、江戸時代に奥州街道の宿場町として栄え、現在では国道4号や東北自動車道の幹線道路の沿線に位置しています。

大沼地区は、白河城下の総鎮守である鹿島神社が所在し、神社の森となる円錐形の丘陵は当該地区の主要な視対象となっています。

五箇地区は、江戸時代の松平定信の頃の記録に「土地がよく肥え米穀をよく産し、白河郡一の味」と賞賛された肥沃な土地で、阿武隈川流域に双石・板橋・舟田・田島・借宿・入方・細倉などの集落が分布しています。

釜子地区は、阿武隈川の支流である矢武川流域に釜子・深仁井田・形見・栃本・千田等の集落が分布しています。この地区を南北に縦断する主要地方道棚倉矢吹線は地域の骨格を形成する道路となっています。

小野田地区は、矢武川流域に上野出島・下野出島などの集落が分布しています。上野出島地区の満徳寺には樹齢約300年以上のしだれ桜、下野出島地区の石原にも樹齢300年以上のしだれ桜があり、いずれも市の天然記念物に指定されています。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

【良好な景観の形成に関する方針】

- 阿武隈川沿いに広がる田園は、里山にいだかれた特色ある風景をつくっていることから、今後も都市的土地利用の抑制に努め、農業上の土地利用との適切な調整の下に、農用地の保全に努めます。
- 地域住民と連携しながら背景となる山並みや自然風景と調和した景観づくりを進めるため、地域にそぐわない建築物が立地しないよう、住民同士のルールづくりや立地規制を検討していきます。
- 田園内を通過する道路沿いの広告・看板等の秩序化、田園風景にふさわしい民家デザインの情報発信等について検討していきます。
- 良好な田園風景を形成している田畑や河川、水路等については、市民との話し合いを進めながら、河川・水路等が特徴づける田園風景を次世代に伝えていくためのガイドラインの作成などを検討していきます。
- 集落地内やその周辺に残された屋敷林、寺社林、水路等の緑については、保全に努めて次世代へと継承するとともに、地域住民に親しまれるゆとりとやすらぎの空間として活用していきます。



社川流域地区



田園景観

【位置づけ】

関山の麓を東西に流れる社川流域とその支流である藤野川流域に白坂、旗宿、関辺、古関、金山、社などの集落が分布し、歴史的な風情を残した田園環境を有している田園集落地です。

【景観特性】

社川とその支流である藤野川流域には、白坂、旗宿、関辺、古関、社、金山を中心に集落と田園が分布しています。南側は栃木県境に接する八溝山系が連なり、独立丘陵となる標高619mの関山はこの周辺のランドマーク的存在となっています。

また、この流域からは西側に那須連峰の眺望景観が美しく広がり、遠景での視対象となっています。

【良好な景観の形成に関する方針】

- 社川沿いに広がる田園は、里山にいだかれた特色ある風景をつくっていることから、今後も都市的土地利用の抑制に努め、農業上の土地利用との適切な調整の下に、農用地の保全に努めます。
- 関山及び西側に広がる那須連峰への眺望景観の保全を図ります。
- 地域住民と連携しながら背景となる山並みや自然風景と調和した景観づくりを進めるため、地域にそぐわない建築物が立地しないよう、住民同士のルールづくりや立地規制を検討していきます。
- 田園内を通過する道路沿いの広告・看板等の秩序化、田園風景にふさわしい民家デザインの情報発信等について検討していきます。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

- 良好な田園風景を形成している田畑や河川、水路等については、市民との話し合いを進めながら、河川・水路等が特徴づける田園風景を次世代に伝えていくためのガイドラインの作成などを検討していきます。
- 集落地内やその周辺に残された屋敷林、寺社林、水路等の緑については、保全に努めて次世代へと継承するとともに、地域住民に親しまれるゆとりとやすらぎの空間として活用していきます。



ピャッコイ自生地



図 13 社川流域の主要景観資源



庄司戻しの桜



社田の五葉松

隈戸川流域地区



隈戸川と田園

【位置づけ】

権太倉山と聖ヶ岩付近を源流とする隈戸川沿いに隈戸、下小屋、町屋、増見、上新城、中新城、下新城などの集落が点在し、歴史的な風情を残した田園環境を有している田園集落地です。

【景観特性】

聖ヶ岩付近を源流とする隈戸川と、その支流である外面川流域に豊地、増見、町屋、上新城、中新城、下新城を中心に田園と集落が分布しています。主要地方道矢吹・天栄線と国道294号は、隈戸川と外面川沿いの細長い平地を通り、この地域を形成する骨格的な道路ともなっています。

特に隈戸川流域からは権太倉山を眺望することができ、当地区のランドマーク的存在となっています。また、夫婦岩や弁天岩等の奇岩や町屋の二本カヤ、天神乳銀杏など、貴重な景観資源があります。

【良好な景観の形成に関する方針】

- 隈戸川沿いに広がる田園は、山あいの特色ある風景をつくっていることから、今後も都市的土地利用の抑制に努め、農業上の土地利用との適切な調整の下に、農用地の保全に努めます。
- 権太倉山への眺望景観の保全を図ります。
- 地域住民と連携しながら背景となる山並みや自然風景と調和した景観づくりを進めるため、地域にそぐわない建築物が立地しないよう、住民同士のルールづくりや立地規制を検討していきます。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

- 田園内を通過する道路沿いの広告・看板等の秩序化、田園風景にふさわしい民家デザインの情報発信等について検討していきます。
- 良好な田園風景を形成している田畑や河川、水路等については、市民との話し合いを進めながら、河川・水路等が特徴づける田園風景を次世代に伝えていくためのガイドラインの作成などを検討していきます。
- 集落地内やその周辺に残された屋敷林、寺社林、水路等の緑については、保全に努めて次世代へと継承するとともに、地域住民に親しまれるゆとりとやすらぎの空間として活用していきます。



図 14 限戸川流域地区の主要景観資源



■ 自然景観

権太倉山麓地区



権太倉山

【位置づけ】

田園地帯の奥に広がる権太倉山等は、キャンプや登山のメッカとして市民から親しまれるとともに、隈戸川流域からの重要な眺望景観（借景）となっています。

【景観特性】

市の最高峰である権太倉山は美しい稜線を持ち、麓には聖ヶ岩が位置するなど、四季を通じて豊かな自然に恵まれており、ふるさとの山として地域に親しまれ、大信地区からの重要な眺望景観となっています。

【良好な景観の形成に関する方針】

- 権太倉山は、自然環境に囲まれた白河市を特徴づける重要な景観要素であるため、その自然景観を保全するとともに、市民が自然の大切さを実感できる空間としてふさわしい景観の形成に努めます。
- 隈戸川流域からの重要な眺望景観（借景）である権太倉山の眺望景観の保全を図るとともに、市内の主要な地点に視点場となる場所を設けることを検討します。
- 権太倉山への良好な眺望を確保するため、市民との話し合いを進めながら、建築物等の高さのルールづくりなどについて検討します。

八溝山麓地区



天狗山

【位置づけ】

八溝山系の山並みは、福島県、栃木県、茨城県の三県にまたがる県境に位置し、社川流域からの重要な眺望景観となっています。

【景観特性】

八溝山系に連なる山並みは、社川流域の背景としても重要な景観資源となっています。犬神ダムからは良好な眺望景観が得られます。

【良好な景観の形成に関する方針】

- 天狗山等八溝山系の山並みは、自然環境に囲まれた白河市を特徴づける重要な景観要素であるため、その自然景観を保全するとともに、市民が自然の大切さを実感できる空間としてふさわしい景観の形成に努めます。
- 社川流域からの重要な眺望景観となっている山並みであるため、市街地の背景として眺望景観の保全を図るとともに、市内の主要な地点に視点場となる場所を設けることを検討します。
- 山並みへの良好な眺望を確保するため、市民との話し合いを進めながら、建築物等の高さのルールづくりなどについて検討します。

■眺望景観

【位置づけ】

那須連峰をはじめとする山々や、小峰城跡三重櫓に代表されるランドマークとなる建築物等を眺望して得られる景観であり、白河市の特徴的な景観となっています。

【景観特性】

遠景の那須連峰は、白河市を代表する美しく雄大な景観として昔から広く親しまれてきました。季節や天気、時間帯によって様々な表情を見せる那須連峰の眺望は、市民の生活に溶け込み、白河市の特徴的な景観となっています。また、南湖公園から那須連峰や関山を望む眺望景観は、市民はもとより多くの来訪者に親しまれています。

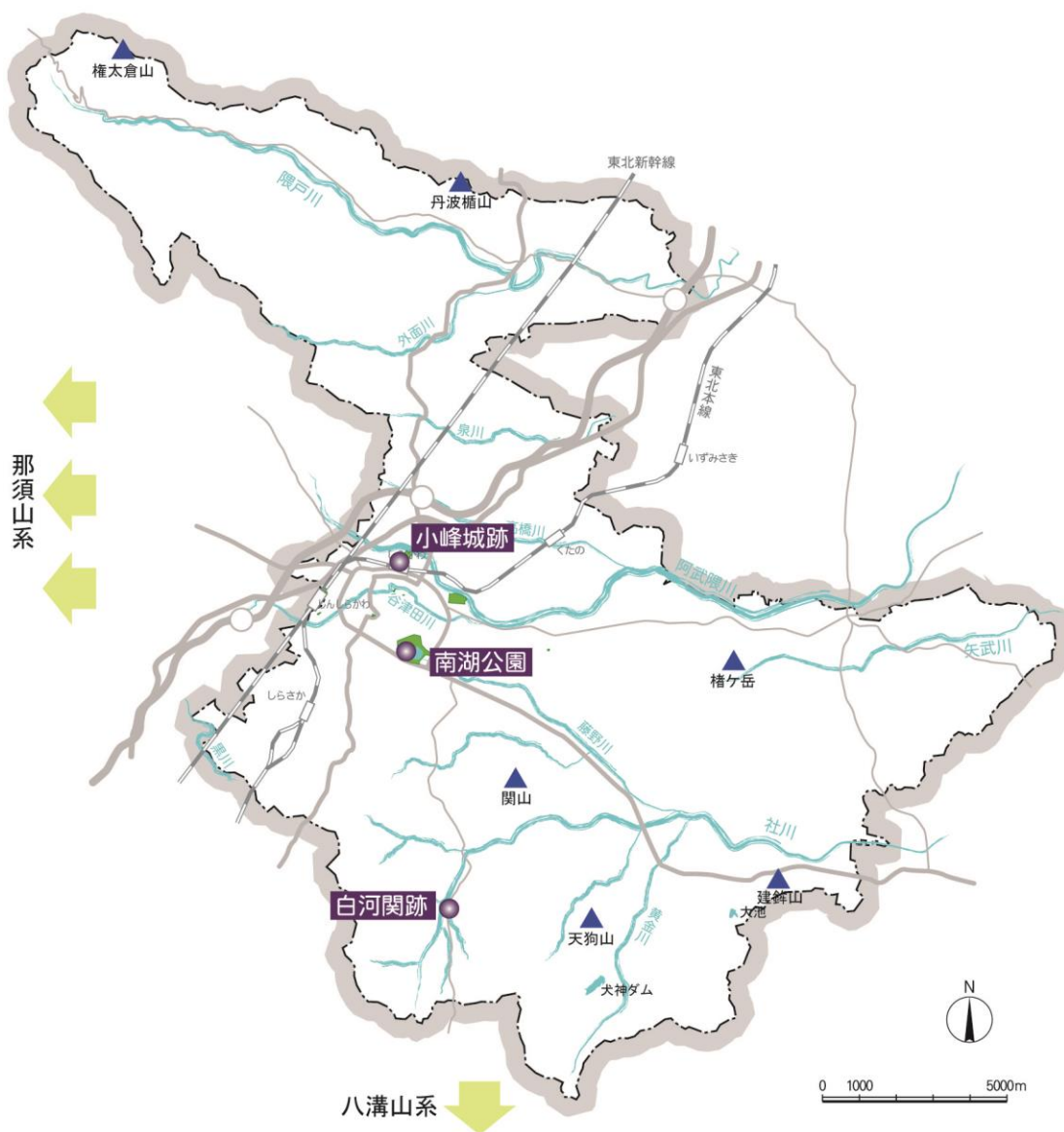


図 15 眺望景観

第2章 良好な景観の形成に関する方針

市街地においては、友月山、都市計画道路白河駅白坂線（視点場）等から小峰城跡三重櫓が眺望景観の視対象となっているとともに、小峰城跡三重櫓からは四方が見渡せるパノラマ景観が得られます。また、友月山や天神山、雷神山、羅漢山等からは江戸時代に整備された旧城下町のまち並みが見渡すことができ、城下の主要な通り（天神町・中町・本町等）では、風神山、雷神山などの周囲の特徴的な丘陵地の見通しが印象的な場所も多く残っています。

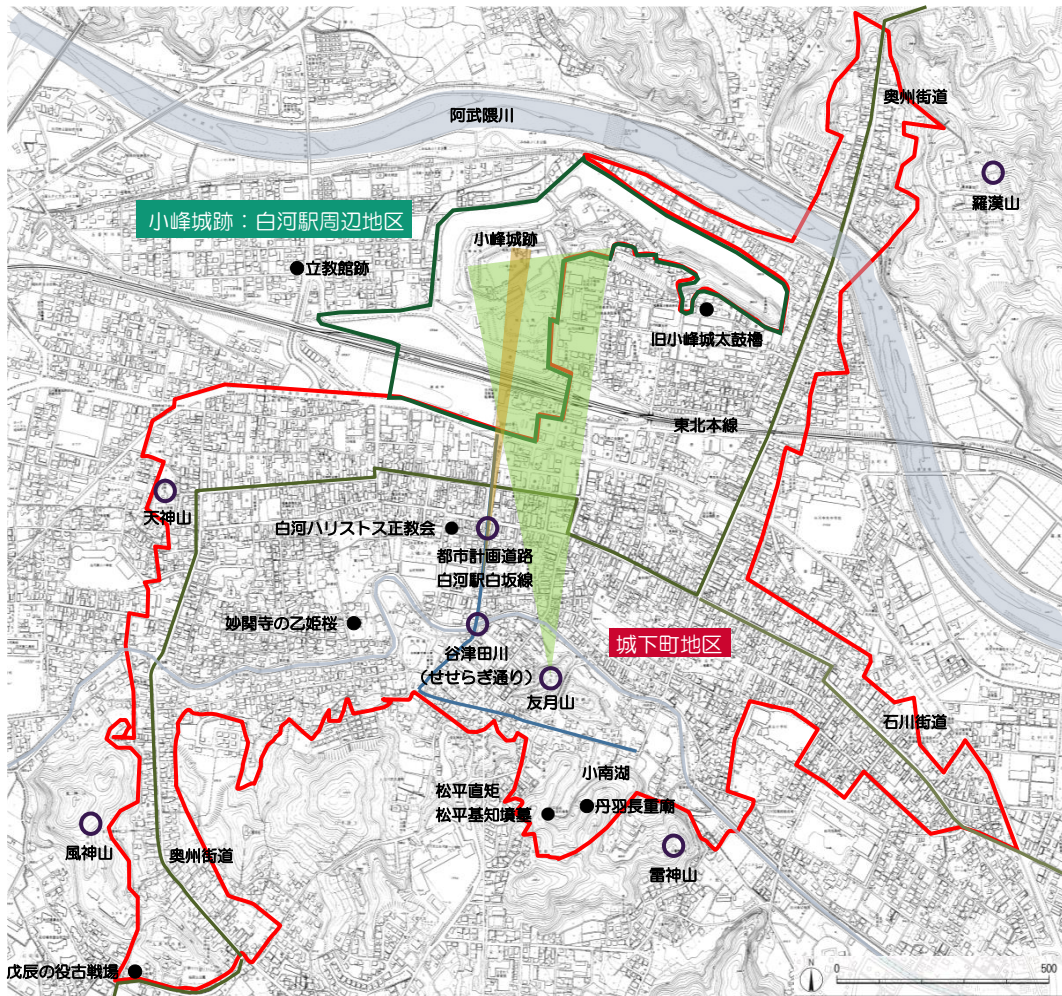
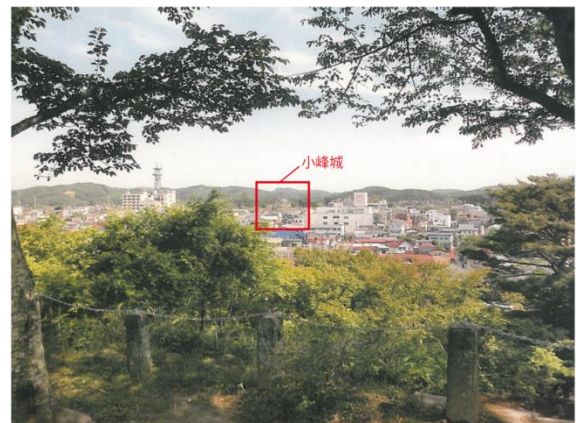


図 16 中心市街地における視対象と視点場



都市計画道路白河駅白坂線からの眺望



友月山からの眺望

第2章 良好な景観の形成に関する方針

白河市の代表的な視点場である小峰城跡本丸と南湖湖畔から丘陵の麓に注目して視線の広がりを見ると、四方が見渡せる小峰城跡からのパノラマ景観は様々な距離の視線によって構成されているのに対し、南湖湖畔からの視線は東西方向に限定されて遠方へ伸びていることがわかります。

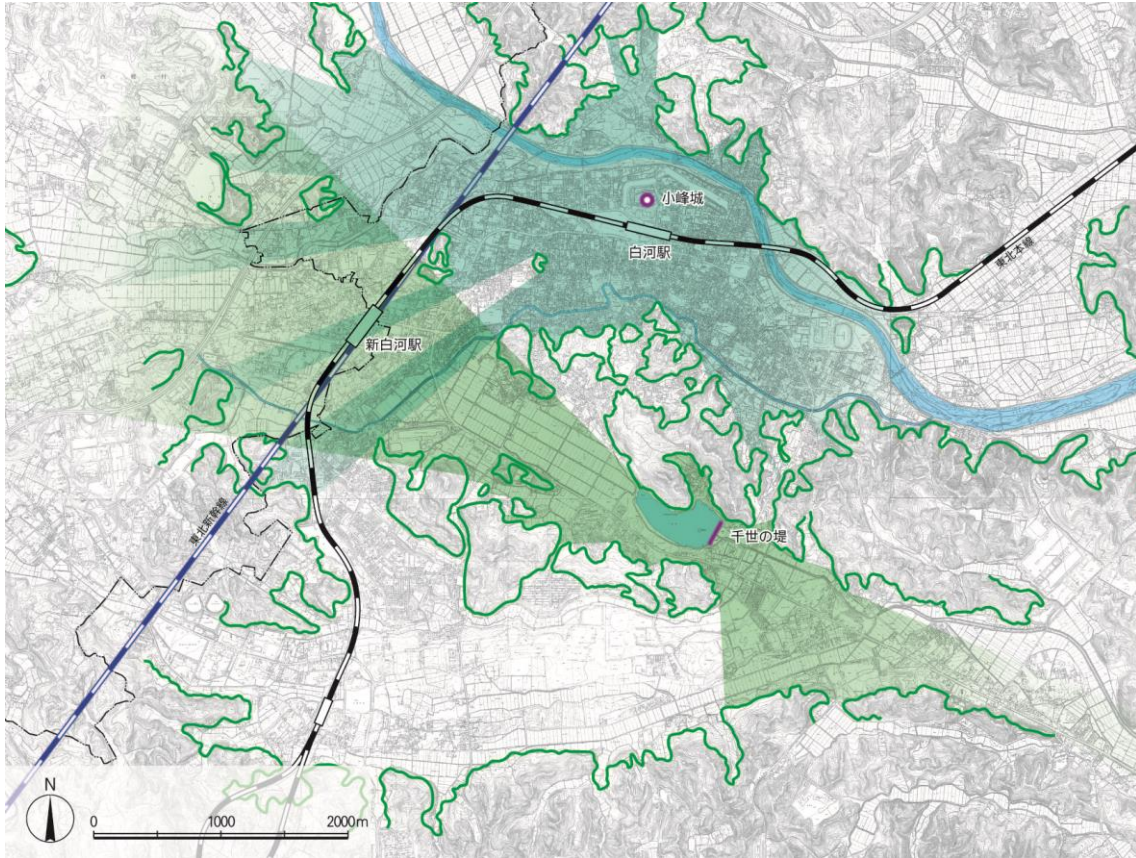
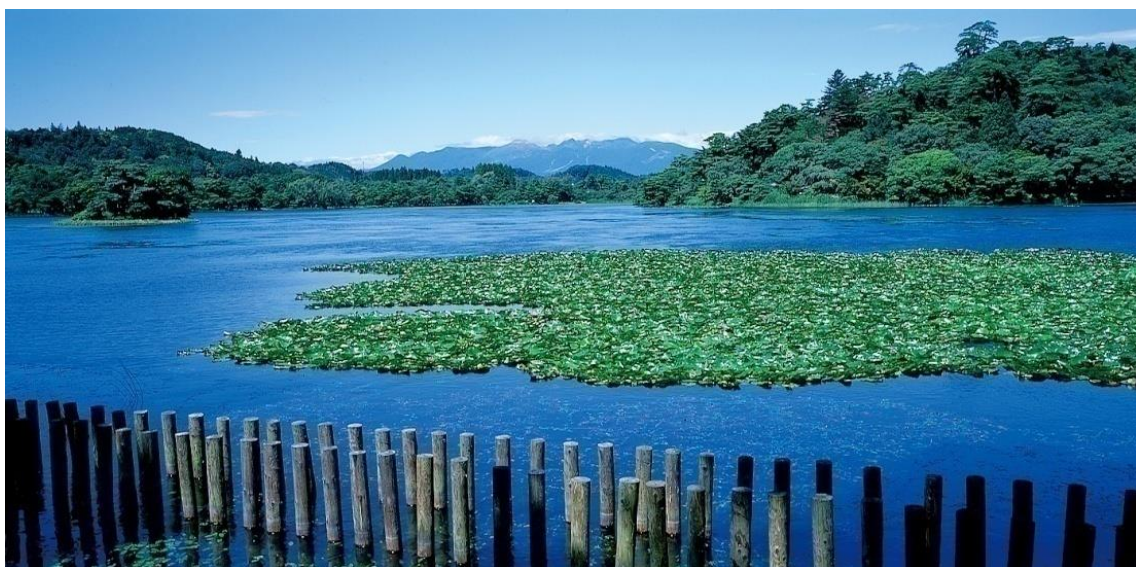


図 17 小峰城跡本丸と南湖湖畔からの視線の展開



南湖公園からの眺望

第2章 良好な景観の形成に関する方針

【良好な景観の形成に関する方針】

- 四季折々に変化するいどり豊かな山並み景観は、白河市の景観を構成する最も重要な要素として守っていきます。
- 市街地から那須連峰への眺望景観を阻害しないよう、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成を誘導します。
- 各地域で親しまれている山並み景観として、権太倉山、関山、天狗山などを望見する主要な視点場を市民との合意形成のもとに設定し、視点場及びその周辺を整備するなどしてその眺望を確保していきます。
- 友月山、都市計画道路白河駅白坂線からの小峰城跡三重櫓への眺望景観、南湖公園から那須連峰や関山を望む眺望景観等を保全するため、眺望を阻害するおそれのある建築物等の高さや形態、色彩等を誘導します。
- 眺望景観をできるだけ阻害しないように、市民との話し合いを進めながら、建築物・工作物の高さ、配置、形態、色彩等のルールづくりなどについて検討します。



南湖公園千世の堤の松並木

■ 景観軸

道路軸

【位置づけ】

道路は、人々の様々な活動を支える交通機能だけでなく、沿道の土地利用を含めて線的なオープンスペースとして位置づけられる景観軸です。また、那須連峰をはじめとする山並みや歴史的な建造物などへの視点場ともなっています。

【景観特性】

道路には、沿道利用のあり方に影響を与え、空間を規定していくという先導機能があることから、沿道建物等と一体となった景観形成が重要となります。

また、歴史的街道は、沿道に残る歴史的な建築物と山並みを背景とした特徴的な景観となっています。

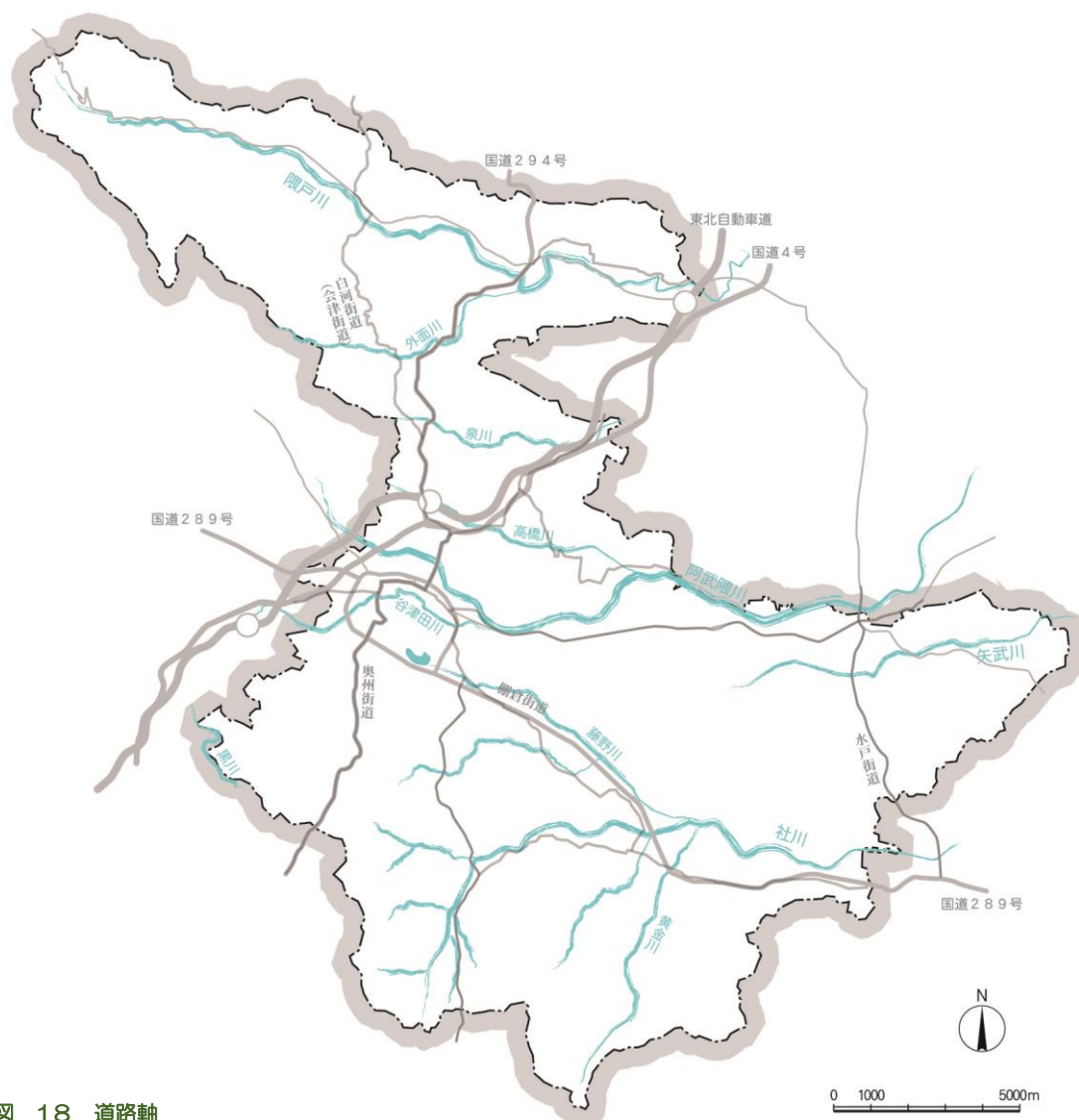


図 18 道路軸

第2章 良好な景観の形成に関する方針

【良好な景観の形成に関する方針】

- 道路空間の整備が沿道景観の形成に先導的な役割があることを認識し、案内板や標識、道路付属物等について歴史的な街並みとの調和に配慮した整備を行うとともに、調和の取れた秩序ある沿道景観の形成に配慮した整備を進めます。
- 小峰城跡三重櫓や山並み等の視認性を高めるため、眺望景観に配慮した沿道景観の形成を図ります。
- 特に、都市計画道路白河駅白坂線については、無電柱化や道路標識等の整理を検討し、三重櫓への眺望を確保します。また、沿道の建築物等については、市民との話し合いを進めながら、建築物・工作物の高さ、配置、形態等のルールづくりなどについて検討します。
- 中心市街地内の幹線道路については、高質舗装やシンボリックな植栽、ストリートファニチャー¹⁰等のデザインを工夫して、魅力あるにぎわい空間を演出します。



都市計画道路白河駅白坂線



都市計画道路白河駅棚倉線

¹⁰ ストリートファニチャー：主として歩道上に設置される様々な装置。例えば、ベンチ、サイン、電話ボックス、ごみ箱、プランターボックス等、家具的な街路備品のことです。

河川軸

【位置づけ】

河川は、白河市の骨格を形成するとともに、沿川の土地利用を含めて線的なオープンスペースとして位置づけられる景観軸です。また、那須連峰や権太倉山をはじめとする山並みなどへの視点場ともなっています。

【景観特性】

山間地から市街地へと流れる阿武隈川、社川、隈戸川は、山並みを背景とした見通しの効く特徴的な景観軸を形成しています。

市街地を流れる谷津田川は、街並みに潤いを与え、地域住民の憩いの場となっています。

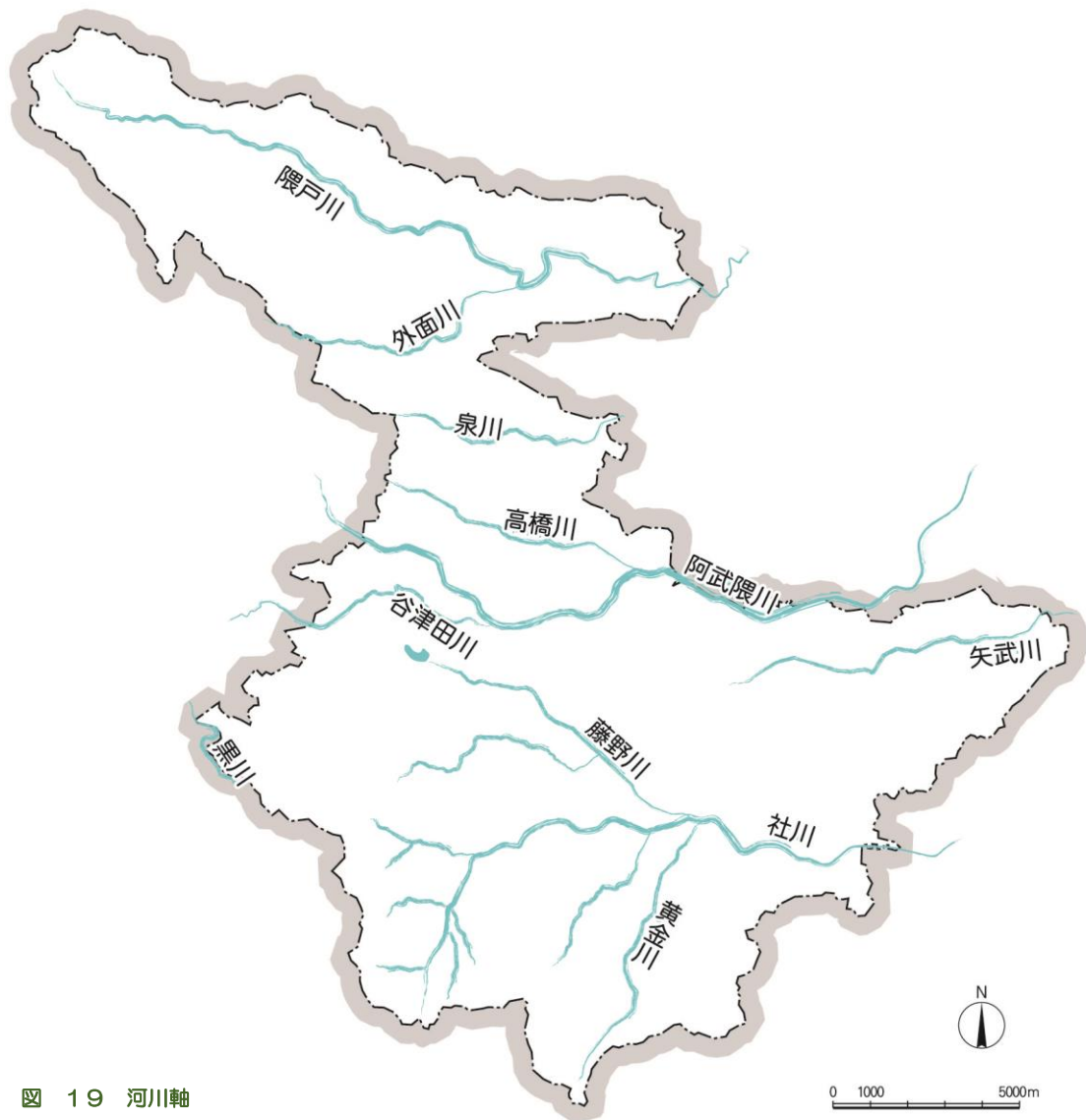


図 19 河川軸

第2章 良好な景観の形成に関する方針

【良好な景観の形成に関する方針】

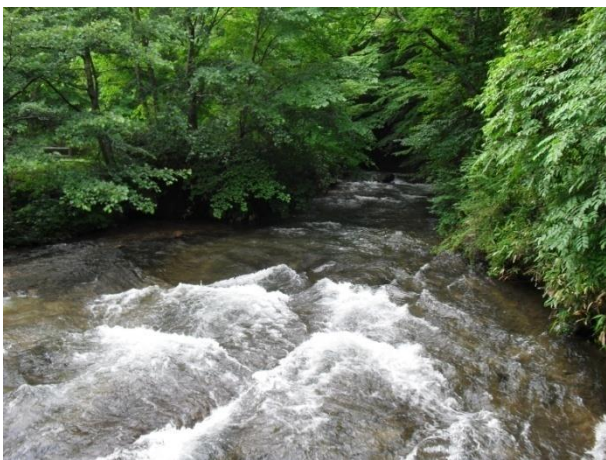
- 河川並木や親水護岸の整備、水質浄化等を促進し、四季折々に楽しむことができる潤いある水の景観づくりを進めます。
- 河川緑地の保全や親水化を進めながら、気軽に川や水に親しめる景観づくりを行っています。
- 美しい水辺景観を保全するため、川沿いに設置される標識・ガードレール等の道路附属物が目立たないデザインとなるよう工夫し、周辺の景観に融和した景観形成を図ります。
- 市街地を流れる谷津田川は、市街地の中で豊かな自然環境を感じることもできる貴重な場であり、市民が身近にふれることのできる良好なオープンスペースとして、周辺環境と調和したデザインによる施設整備を進めます。



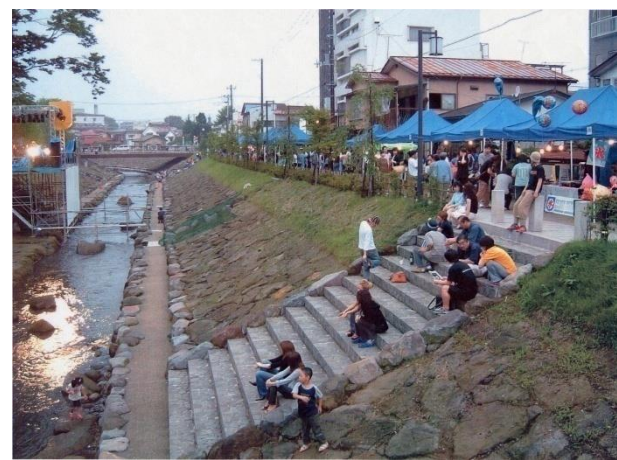
阿武隈川



社川



隈戸川



谷津田川

第2章 良好な景観の形成に関する方針

■ 景観拠点

【位置づけ】

市内に点在する建築物や工作物、樹木といった点的景観資源は、地域の歴史を今に伝えるシンボリックな存在として、地域の景観に影響を与えています。

【良好な景観の形成に関する方針】

- 点的な景観資源を保全するとともに、その貴重な景観を阻害しないよう、周囲についても配慮することにより良好な景観形成を図っていきます。



図 20 景観拠点

第3章 良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

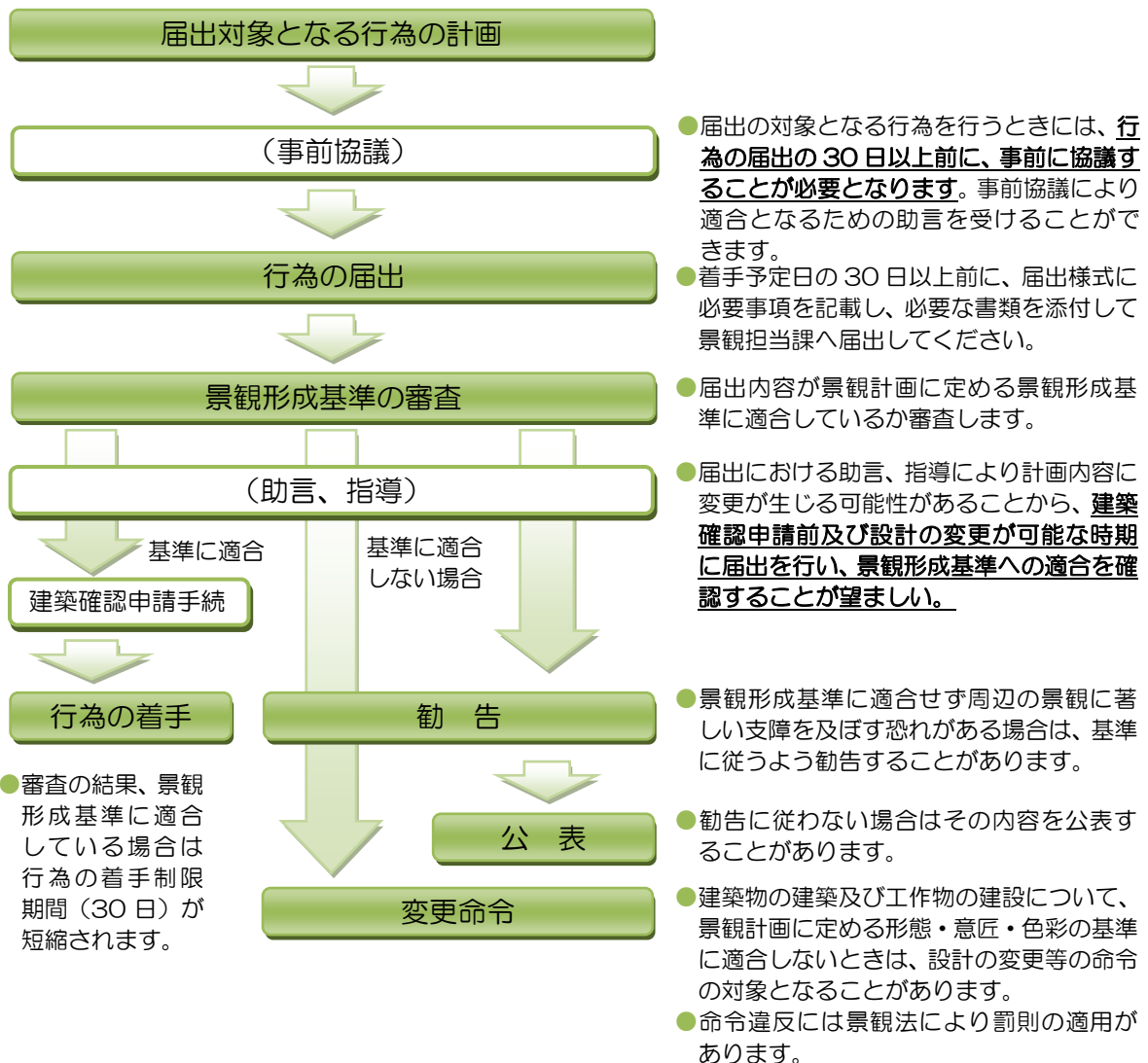
1. 届出に関する手続き

景観計画区域では、景観法第16条第1項により一定の行為について届出を行わなければならないものであり、届出対象行為として、法で定めるもののほか、条例で定めるべき行為及びそれぞれの対象行為ごとの景観形成基準を定めることとされています。

本計画において、届出対象行為は、景観への影響が大きい一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為等を対象とします。また、白河らしさを印象づけ、白河市の景観形成を先導する取組みを進めていく景観計画重点区域においては、届出の対象となる行為を別に定めることとします。

届出対象行為が景観形成基準に適合しないと認められるものについては、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の勧告（法第16条第3項）の対象となります。また、特定届出対象行為については、変更命令等（法第17条第1項）ができることとなっています。

【届出の流れ】



2. 景観形成の枠組み

届出対象行為と景観形成基準については、景観形成に与える影響が大きい建築・開発行為等に対する適切なコントロールを市全域において行うものです。また、景観計画重点区域等、地区レベルでのきめ細やかな景観の保全・形成を図ることが必要な地区については、届出対象行為の範囲を広げるとともに、地区特性に応じた景観形成基準を設定します。

白河市全域における区域別の届出対象行為の概要を以下に示します。

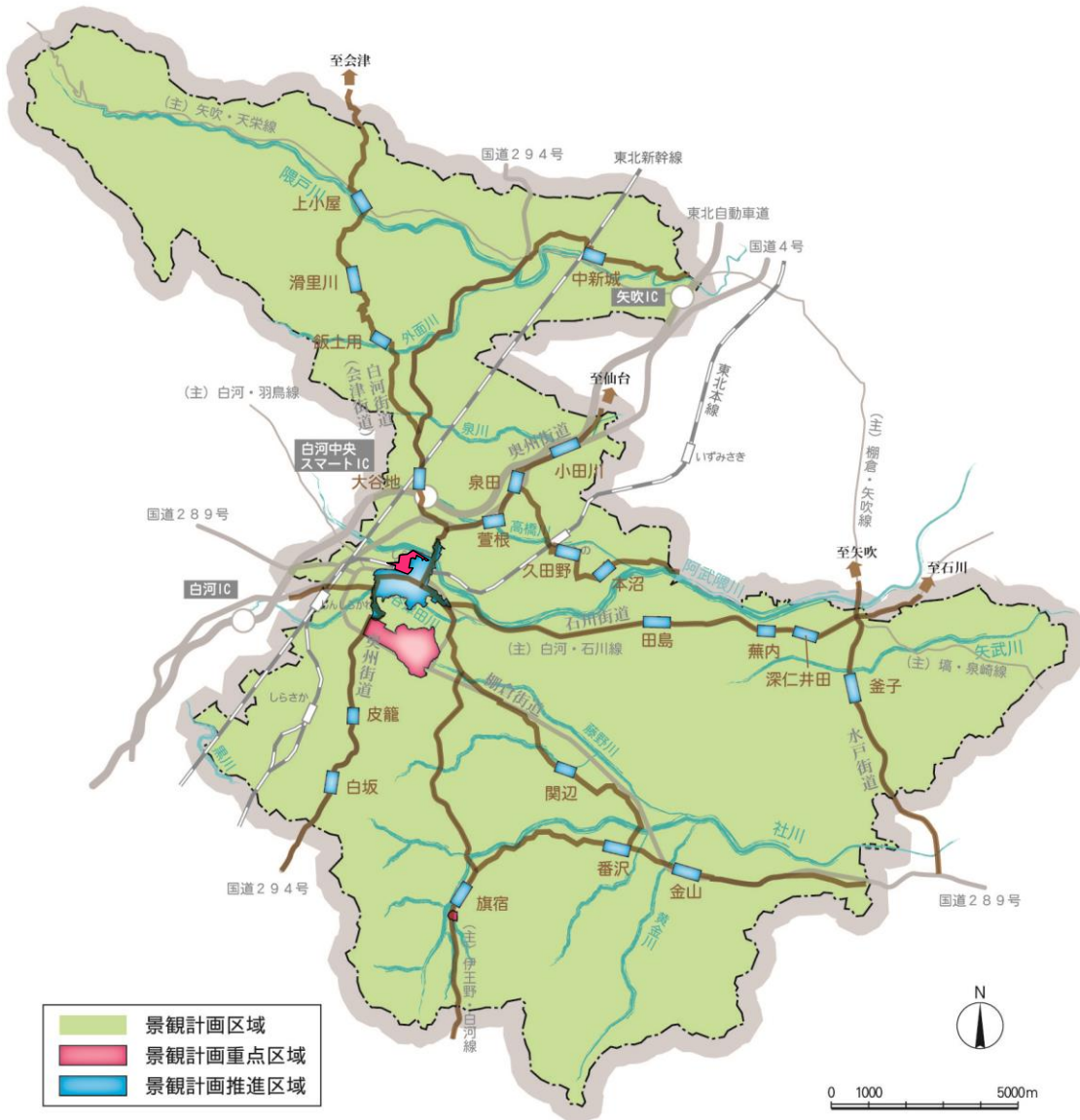


図 21 届出対象行為等の区分図

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

届出対象行為の概要

景観計画 区域の 区分 届出が 必要な 行為	景観計画区域 ●白河市全域	景観計画重点区域 ●小峰城跡・ 白河駅周辺地区 ●南湖公園周辺地区 ●白河関跡周辺地区	景観計画推進区域 ●城下町地区
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m 以上 3 階建以上かつ延べ面積 500 m²以上 延べ面積 1,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積または変更面積 10 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m 以上 3 階建以上かつ延べ面積 500 m²以上 延べ面積 1,000 m²以上
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 5m 以上 ○煙突等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m以上 ○電線路の支持物 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 20m以上 ○高架水槽等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m以上 築造面積 1,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 1.5m 以上 ○すべての工作物（擁壁、垣、さく等を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 5m 以上 ○煙突等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m以上 ○電線路の支持物 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 20m以上 ○高架水槽等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m以上 築造面積 1,000 m²以上
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 面積 3,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 3,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 3,000 m²以上
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> 面積 3,000 m²以上 高さ 5m 以上かつ長さ 10m以上の法面 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 1,000 m²以上 高さ 1.5m 以上かつ長さ 10m以上の法面 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 3,000 m²以上 高さ 5m 以上かつ長さ 10m以上の法面
屋外における土石等の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 3m 以上 面積 500 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 1.5m 以上 面積 250 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 3m 以上 面積 500 m²以上
景観形成基準の掲載ページ	p 62~67 p 75（新白河駅周辺地区）	p 68~73	p 74（歴史的街道沿いの集落地区は、市全域における共通の景観形成基準に準じる）

3. 届出対象行為

建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為等のうち、届出の対象となる行為については、次のとおりとします。

また、届出の対象となる行為のすべてについて、届出の前（別に定める日）までに事前協議が必要です。

(1) 市全域における共通の届出対象行為 (事前協議が必要です)

1) 法第16条第1項第1号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模
●建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	●高さ10m以上 ●地階を除く階数が3以上で、かつ延べ面積500m ² 以上 ●延べ面積1,000m ² 以上

2) 法第16条第1項第2号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模	
●工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	①擁壁、垣(生垣を除く)、さく、塀その他これらに類するもの	●高さ5m以上
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く)	●高さ10m以上
	③煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	⑤電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物	●高さ20m以上
	⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	●高さ10m以上 ●築造面積が1,000m ² 以上
	⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
	⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設	
	⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
	⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
	⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの	

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

3) 法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模
●開発行為 (都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為)	●面積3,000m ² 以上

4) 法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為 (条例で定める行為)

届出対象行為	規模
●土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、 その他の土地の形質の変更	●面積3,000m ² 以上 ●高さ 5m以上で、かつ長さ 10m以上の法 面(擁壁を含む)を生じるもの
●屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	●高さ3m以上 ●面積 500m ² 以上

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(2) 景観計画重点区域の届出対象行為

(事前協議が必要です)

1) 法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模
●建築物の新築、増築、改築または移転	●床面積の合計 10 m ² 以上
●建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	●当該行為に係る部分の面積の合計 10 m ² 以上

2) 法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模	
●工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	①擁壁、垣（生垣を除く）、さく、塀その他これらに類するもの	●高さ 1.5m以上
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（⑤に掲げるものを除く。）	
	③煙突、排気塔その他これらに類するもの	●すべての工作物
	④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	⑤電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物	
	⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	
	⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
	⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設	
	⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
	⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
	⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの	

3) 法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模
●開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	●面積3,000m ² 以上

4) 法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為 (条例で定める行為)

届出対象行為	規模
●土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	●面積1,000m ² 以上 ●高さ 1.5m以上で、かつ長さ 10m以上の法面（擁壁を含む）を生じるもの
●屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	●高さ1.5m以上 ●面積 250m ² 以上

※白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更を行う場合は、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画内における建築物等の制限に関する条例（景観法第 76 条による）に基づく認定申請となり、景観法に基づく届出は不要となります。

4. 景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、景観形成基準を次のとおり定めます。

(1) 市全域における共通の景観形成基準

1) 基本事項

景観形成基準

- 届出行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。
- 届出行為の計画にあたっては、自然公園法（昭和32年法律第16号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策及び県の条例等に基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。
- 届出行為は、地域の景観に著しい影響を与えることから、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。

2) 共通事項

景観形成基準

- 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物等への眺望の妨げにならないよう努めること。
- 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
- 行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。
- 設計にあたっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。
- 設計にあたっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。
- 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。

3) 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

項目	景観形成基準
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ● 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。 ● 連続する街並み等の壁面線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退する。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目	景観形成基準						
	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。 ● 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。 ● 行為地が都市部にある場合には、隣接する土地の利用形態と調和するよう歩行者に開かれたまとまりのある外部空間を創出できる位置とする。 						
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割等によって規模を調整する。 ● 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。 						
形 態	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避ける。 						
意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ● ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとする等、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ● 単調な大壁面による圧迫感をなくす。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、またはこれと調和したものとする。 ● 歴史的な建築物の改築または修繕にあたっては、建築物の材料の一部または外壁等の意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。 ● 設備機器を建築物の屋上または屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりしたデザインとする。 ● 建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努める。 ● 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努める。 ● 道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として永く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮する。 						
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 外壁、屋根等には、けばけばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の街並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ● マンセル表色系における彩度は以下のとおりとする。 ただし、アクセントカラー等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存の町並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではない。 <table border="1" data-bbox="541 1568 1257 1729"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 1572 979 1624">色相</th> <th data-bbox="983 1572 1254 1624">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1628 979 1675">R・YR・Y系</td> <td data-bbox="983 1628 1254 1675">5以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1680 979 1727">上記以外の有彩色</td> <td data-bbox="983 1680 1254 1727">3以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないよう努める。 ● 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努める。 	色相	彩度	R・YR・Y系	5以下	上記以外の有彩色	3以下
色相	彩度						
R・YR・Y系	5以下						
上記以外の有彩色	3以下						

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目	景観形成基準
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。 ● 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しない。 ● 地域の自然素材または伝統的素材を使用するよう努める。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材またはこれと調和したものを使用するよう努める。 ● 建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、対候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用する。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物との調和を図りながら、行為地内ではできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。 ● 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。 ● 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。 ● 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。 ● 道路等の公共空間に面する外壁等の前面については、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努める。 ● 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮する。 ● 行為地が都市部にある場合には、道路境界線から後退すること等により生じた空間は、道路等の公共区間と一体となった解放的な空間として整備するよう努める。 ● 行為地内における電線類は、地中化等の無電柱化に努める。

4) 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

項目	景観形成基準
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ● 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。 ● 道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退する。 ● 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とする。 ● 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観と調和するよう、工作物の分割等によって規模を調節する。 ● 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努める。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目	景観形成基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避ける。 ● 工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とする。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物全体として秩序ある意匠とする。 ● 単調な大壁面による圧迫感をなくす。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、またはこれと調和したものとする。 ● 歴史的な工作物の改築または修繕にあたっては、工作物の材料の一部または意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。 ● 工作物とそれらに附属するさく等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告、凶画等を行わない。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の表面には、けばけばしく不快感を与える高彩度の色彩を使用せず、四季を通じて周辺の街並みや自然環境と調和した落ち着いた落ち着きのある低彩度の色彩を基調とする。 ● 工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないように努める。 ● 工作物の支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とするよう努める。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。 ● 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しない。 ● 地域の自然素材または伝統的素材を使用するよう努める。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材またはこれと調和したものを使用するよう努める。 ● 建築後、汚れや破損等によって景観に支障が生じることがないように、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用する。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。 ● 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。 ● 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。 ● 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。 ● 道路等の公共空間に面する壁面等の前面については、工作物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

5) 開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとす ● 景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割または細分化を行わ ● ない。
土地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣 ● とするよう努める。 ● 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によっ ● て修景に活かすように努める。 ● 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育す ● る植物から樹種を選定する。 ● 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。
法面の外観	<ul style="list-style-type: none"> ● 長大な法面または擁壁を生じさせないよう配慮する。 ● 法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング¹¹等によっ ● て周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ● 周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。 ● 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。 ● 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものと ● するとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わない。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整池の建設、埋立または干拓にあたっては、護岸、堤防等を周辺 ● の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫する。 ● 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそ ● れらを保全し、修景に積極的に活用する。

6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮 へ い	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地外からの出入口は、最小限に限定する。 ● 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へ ● い措置を講じる。
跡地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ● 長大な法面または擁壁を生じさせないよう努める。 ● 法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によっ ● て周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ● 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。 ● 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものと ● するとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わない。
跡地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を ● 行う。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、 ● 掘採または採取の位置及び方法を工夫する。 ● 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそ ● れらを保全し、修景に積極的に活用する。

¹¹ ラウンディング：盛り土や切り土で法面や法肩の両側に丸みをつけ、現地盤になだらかにすりつけること。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
集積または貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none">● 集積または貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくい位置とする。● 集積または貯蔵にあたっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行う。
遮 へ い	<ul style="list-style-type: none">● 行為地外からの出入口は、最小限に限定する。● 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講じる。

(2) 景観計画重点区域等の景観形成基準

市全域の共通の景観形成基準に加えて、景観計画重点区域等において遵守すべき基準を次のとおりとします。各区域では、市全域に共通の景観形成基準とあわせて、それぞれの区域の行為の制限が適用されます。

また、城下町地区においては小峰城跡への眺望を保全するため、新白河駅周辺地区においては南湖公園から那須連峰への眺望を保全するため、建築物の高さの最高限度をそれぞれ定めます。

1) 小峰城跡・白河駅周辺地区（景観計画重点区域）

項目		景観形成基準	
建築物	高さ	建築物の高さは、主要な視点場から三重櫓への眺望を保全するため以下のとおりとする。 【北地区】【駅舎地区】 ● プラットホームの屋根を超えない高さとする。 【南地区】 ● 図書館を超えない高さとする。	
	配置	道路からの位置 【北地区】 ● 三重櫓、前御門等に配慮した位置とする。 【南地区】【駅舎地区】 ● 前面道路（主要地方道白河・羽鳥線、市道白河駅八竜神線）からできるだけ後退し、道路沿いにゆとりの空間を創出する。	
		敷地内配置	● 三重櫓、前御門、白河駅舎、プラットホーム等の歴史的建造物の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。
	形態意匠	形態	【北地区】【南地区】 ● 城跡風致の景観に調和した形態とする。 【駅舎地区】 ● 白河駅舎の景観に調和した形態とする。
		意匠	【北地区】 ● 城郭建築のデザインを尊重し、城郭のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、城跡の雰囲気や損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 【南地区】 ● 緑化や壁面の素材・色彩等の工夫により、道路等の公共空間や歩行者等に威圧感及び圧迫感を与えないよう配慮する。 【駅舎地区】 ● 大正建築のデザインを尊重し、大正ロマンの雰囲気を損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 ● 二方向以上に勾配している屋根とし、道路から見るところは原則として切妻屋根とする。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目		景観形成基準
	屋上設備	● 屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	【北地区】 【南地区】 ● 三重檜等に配慮し、マンセル表色系におけるN系またはこれに近似する色彩を使用する。 【駅舎地区】 ● 白河駅舎との調和に配慮し、低彩度のものを基調とする。
	素材	● 反射性のある素材、材料を使用しない。
工作物	高さ	【北地区】 【駅舎地区】 ● プラットホームの屋根を超えない高さとする。 ● ただし、鉄道事業のための架線の支持物はこの限りではない。 【南地区】 ● 図書館を超えない高さとする。
	色彩	● 工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
	自動販売機	● 自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。
共通	夜間景観	● 三重檜及び白河駅舎のライトアップを阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。
	その他	● 行為地内における電線類は、できる限り地中化等の無電柱化に努める。 ● やむを得ず設置する場合は、三重檜、前御門、白河駅舎、プラットホーム等の景観の保全に配慮した位置とする。 ● 屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、城跡風致の景観に調和した色彩とする。

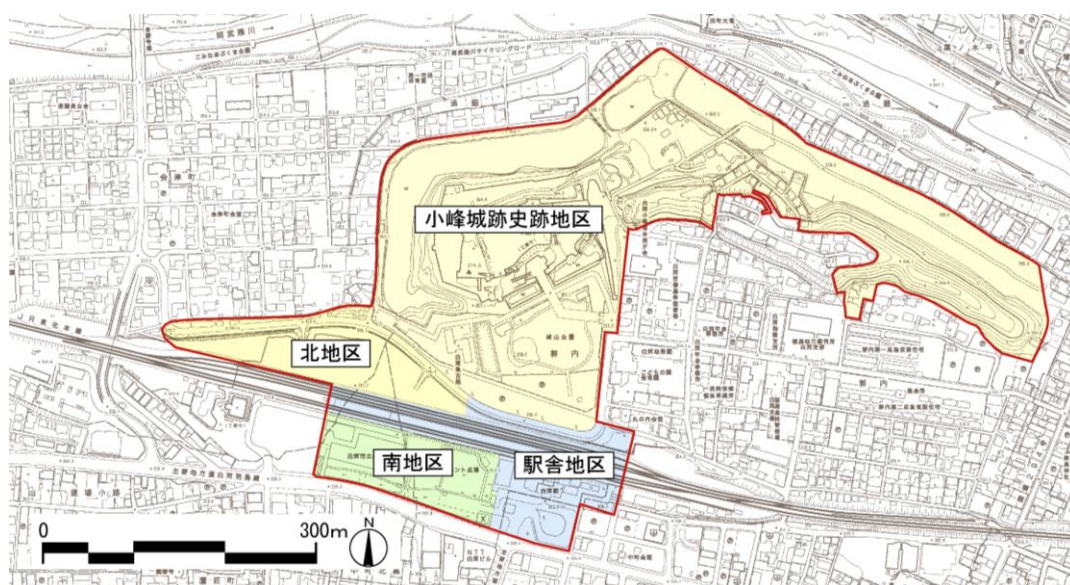


図 22 小峰城跡・白河駅周辺地区の区分図

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

2) 南湖公園周辺地区（景観計画重点区域）

項目		景観形成基準	
建築物	高さ	<p>建築物の高さは、千世の堤から那須連峰や鏡の山、月待山、小鹿山等への眺望を保全するため以下のとおりとする。</p> <p>【南湖風致地区・風致隣接地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 8mを超えない高さとする。 <p>【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 10mを超えない高さとする。 	
	配置	道路からの位置	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前面道路から3m以上後退し、道路沿いにゆとりの空間を創出する。
		敷地内配置	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、南湖周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ● 千世の堤からの背後稜線景観を確保した位置とする。
	形態	形態	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鏡の山・月待山、小鹿山等の丘陵地に配慮し、歴史遺産である南湖公園の景観に調和した形態とする。
		意匠	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 和風のデザインを尊重し、南湖公園と調和した歴史的なモチーフを活用する等、南湖公園の歴史的風致を損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 ● 二方向以上に勾配している屋根とする。
		屋上設備	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度3以下とする。 ● 上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 ● ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。 	
	素材	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 反射性のある素材、材料を使用しない。 ● ただし、主要な視点場（千世の堤、共楽亭）から望見できない場合はこの限りではない。また、寺社仏閣に使用されるものについても同様とする。 	

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目		景観形成基準
工作物	高さ	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 8mを超えない高さとする。 ● ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。 <p>【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 10mを超えない高さとする。 ● ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。
共通	夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然景観を阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、南湖風致の景観に調和した色彩とする。

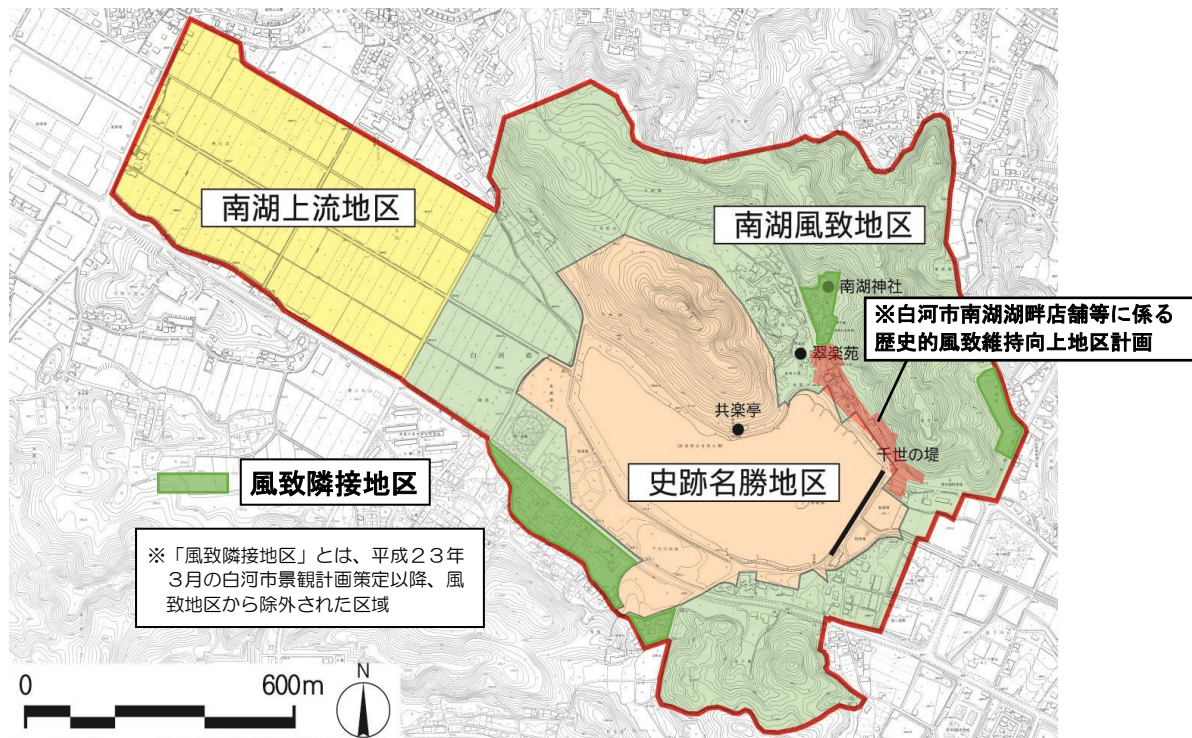


図 23 南湖公園周辺地区の区分図

※上記、地区計画区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更を行う場合は、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画内における建築物等の制限に関する条例（景観法第76条による）に基づく認定申請となり、景観法に基づく届出は不要となります。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

3) 白河関跡周辺地区（景観計画重点区域）

項目		景観形成基準	
建築物	高さ	● 8.2mを超えない高さとする。	
	配置	道路からの位置	● 白河関跡へのアクセス道路である主要地方道伊王野・白河線から白河関跡への眺望に配慮した位置とする。
		敷地内配置	● 背後丘陵地の景観を阻害しない位置とする。
	形態意匠	形態	● 周辺の丘陵地に配慮し、歴史遺産である白河関跡の景観に合った形態とする。
		意匠	● 和風のデザインを尊重し、白河関跡のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、周辺の雰囲気や歴史を損なわない統一感のある形態意匠となるように配慮する。 ● 二方向以上に勾配している屋根とする。
		屋上設備	● 屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	● マンセル表色系における R・YR・Y 系の色相は、彩度3以下とする。 ● 上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 ● 屋根は黒・茶系を基調とする。 ● 外壁は白・茶系を基調とする。 ● ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。	
素材	● 反射性のある素材、材料を使用しない。 ● ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。		
工作物	色彩	● 工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。	
	自動販売機	● 自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。	
共通	夜間景観	● 自然景観を阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。	

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

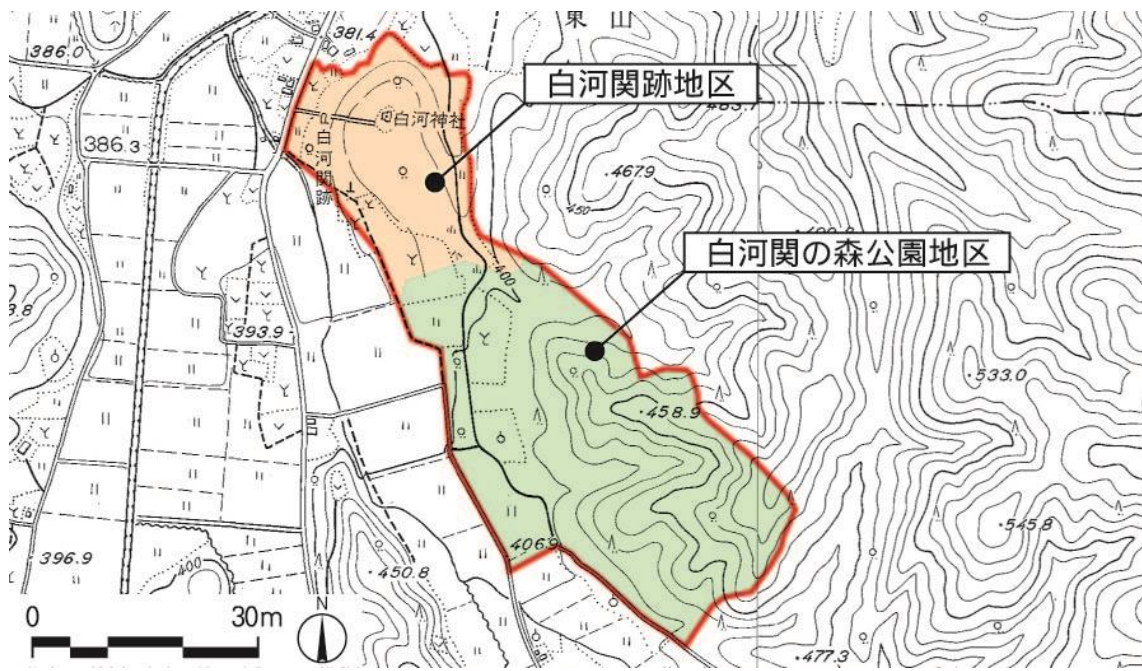


図 24 白河関跡周辺地区の区分図

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

4) 城下町地区（景観計画推進区域）

項目		景観形成基準
建築物	高さ	建築物の高さは、主要な視点場から三重櫓への眺望を保全するため以下のとおりとする。 ● 15mを超えない高さとする。 ※ただし、景観形成に配慮し勾配屋根を設置する場合は、当該高さの制限は軒の高さまでとする。また、この場合の屋根勾配は、10分の3から10分の5までとする。
	敷地内配置	● 町屋の短冊形の敷地を活かしたデザインを工夫する。
	意匠	● 和風のデザインを尊重し、城下町のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、城下町の雰囲気や損なわない統一感のある形態意匠となるように配慮する。 ● 二方向以上に勾配している屋根とするよう努める。
	屋上設備	● 屋上に室外機等設備機器は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	● マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度4以下とする。 ● 上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。 ● アクセントカラー等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存の町並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではない。 (城下町地区重点推進区域を除く)
工作物	素材	● 反射性のある素材、材料を使用しない。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。
	色彩	● 工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値5YR2/1または近似色とする。
	自動販売機	● 自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩、配置とする。

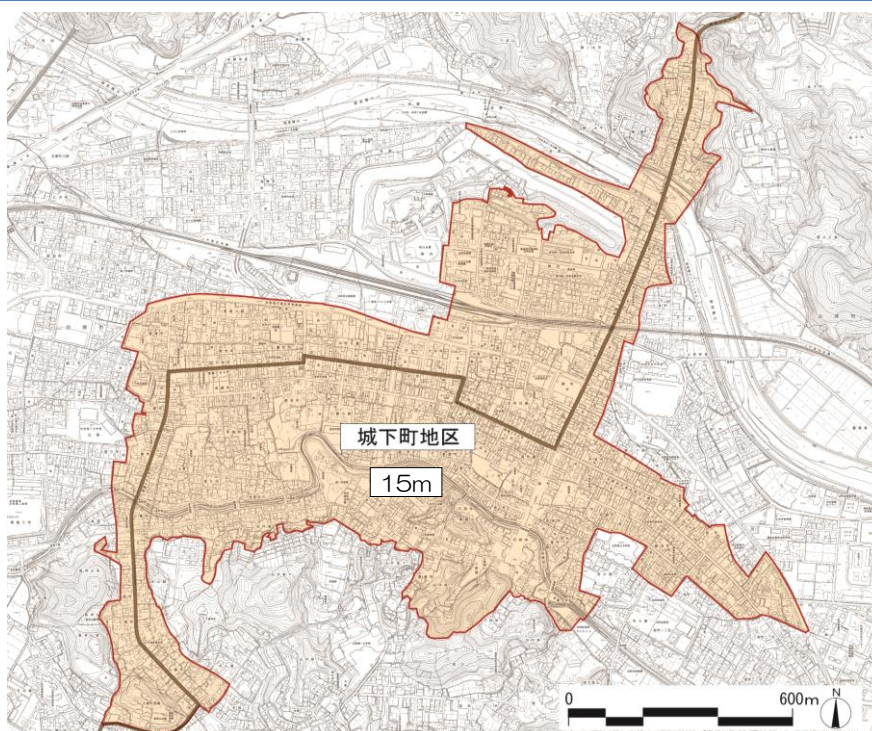


図 25 城下町地区の区分図

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

5) 新白河駅周辺地区

項目		景観形成基準
建築物	高さ	建築物の高さは、南湖公園（千世の堤）を視点場とした那須連峰への眺望を保全するため以下のとおりとする。
		<ul style="list-style-type: none"> 【転坂地区】 ● 15mを超えない高さとする。 【高山地区】 ● 20mを超えない高さとする。 【国道 289 号西地区】 ● 40mを超えない高さとする。 【新白河駅前地区】 ● 45mを超えない高さとする。

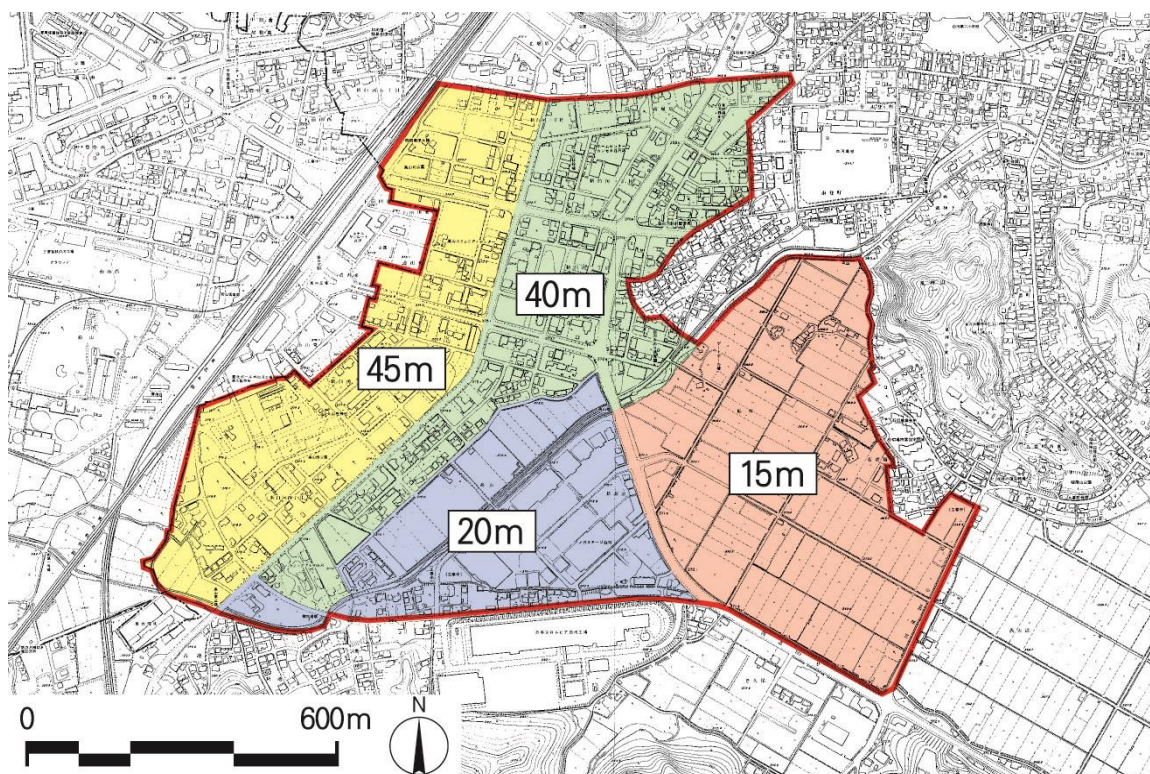


図 26 新白河駅周辺地区の区分図

第4章 景観計画推進区域の景観推奨基準

第4章 景観計画推進区域の景観推奨基準

景観計画推進区域である城下町地区及び歴史的街道沿いの集落地区においては、かつてのおもかげを残す建築物等があり、歴史と伝統に彩られた個性的な景観を創出しています。このため、届出対象規模以下の建築物や工作物等についても、景観に配慮した一定のルールづくりを検討し、魅力ある街並み形成を図っていくことが求められます。

地域の歴史や文化を伝える貴重な景観資源の保全・活用を図りながら、個性ある景観まちづくりを進めていくため、景観推奨基準を次のとおり定めます。また、当該基準に基づき、景観計画推進区域内をそれぞれの街の特性ごとに区域区分を行い、景観形成の考え方や推奨する基準を設けて策定された、白河市景観形成ガイドラインの基準等に適合する建築物の新築、改築、外観の模様替え等については、これに要する経費の一部を予算の範囲内で助成します。

1) 城下町地区

項目		景観推奨基準
基本事項	街並み	● 城下町地区としての統一感と調和に配慮する。
	眺望景観	● 城下町エリア周辺の建築物は、小峰城跡・白河駅周辺地区の眺望に配慮した建築物とする。
建築物	規模	● 小峰城跡・白河駅周辺地区への眺望を保全するため、絶対高15mを超えない高さとする。 ● 隣地の建築物と間口の大きさやデザインを合わせる等の配慮に努める。
	配置	● 1・2階部分は壁面を歩道境界に接するように配置し、隣接建築物と壁面線を揃えるように配慮する。 ● 店舗等の1階部分は閉鎖的なシャッターは避け、ショーウィンドウを設ける等まちのにぎわいの演出を図る。
	形態	● 通りの景観及び隣接建物と調和が取れたものとし、建築物の側面も出来る限り正面の外壁と同様のものにする等の配慮を行う。 ● 原則、主要道路に面して駐車場及び駐車場の出入り口を設けない。 ● 建築物の正面は、城下町地区としての個性的な景観との調和に配慮したデザインとする。また、道路等から見える側面については、正面との調和を図る。 ● 屋根の形状は、原則切妻平入とし、城下町地区としての特徴的な景観形成に配慮する。 ● ただし、街並みと調和するように特にデザインに配慮されているものについてはこの限りではない。 ● 主要道路に面する1階部分はまちのにぎわいの演出と開放性をもたせるため、ショーウィンドウの設置、透過性が高く開放感のあるシャッターの設置等を行うように努める。

第4章 景観計画推進区域の景観推奨基準

項目		景観推奨基準
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 外壁、屋根等外装の色彩は通りの景観及び隣接建築物と調和の取れたものとする。 ● マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度3以下とする。 ● 上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 ● 窓、扉、庇、日除けテント等の色彩も上記に準ずるものとする。 ● ただし、区域内の寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> ● 反射性のある素材、材料を使用しない。
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築設備、物干し場、ゴミ収集設備等は通りから目立たないよう景観上の配慮を行う。
工 作 物	駐 車 場	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、主要道路に面して駐車場は設けないように努める。 ● 駐車場の出入口は街並みの連続性及び一体性並びににぎわいに配慮したデザインとする。
	塀 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 塀は、原則生け垣や板塀等景観に配慮したものとする。やむを得ずフェンス等を使用する場合は、その前面に植栽をする等の配慮を行う。
	擁 壁	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート擁壁等は極力避け、石積みまたは法面を活かした緑化を行う。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動販売機は通りに直接面して設置しない。 ● ただし、景観上及び管理上特別に配慮されているものについてはこの限りではない。
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● 外構の塗装、柵、塀等または道路に面して設ける工作物は街並みと調和したデザインとする。

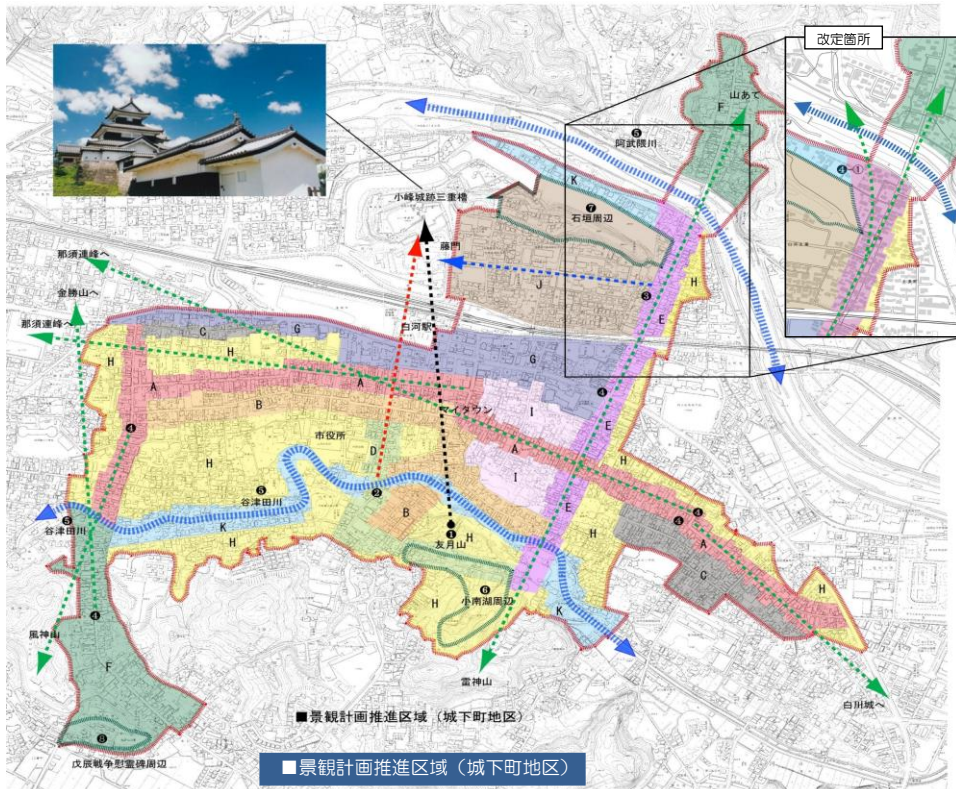


図 27 景観形成ガイドラインにおける景観計画推進区域（城下町地区）区分図

2) 歴史的街道沿いの集落地区

項目		景観推奨基準
基本事項	街並み	● 歴史的街道沿いの集落地区としての統一感と調和に配慮する。
	眺望景観	● 周辺の山並み等への眺望に配慮した建築物とする。
建築物	配置	● 街並みの連続性を崩さないよう、壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそろえる。
	形態	● 周辺の山並み等への眺望に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。
	意匠	● 歴史的街道に面する建物については、街道の建築物の意匠を採り入れる。 ● 街道の建築物の特徴をもつ建物については、その特徴の保存に努める。 ● 勾配屋根とし、道路から見えるところは切妻屋根とする。
	屋上設備	● 屋上設備は設置しない。
	色彩	● マンセル表色系における R・YR・Y 系の色相は、彩度4以下とする。 ● 上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。
	素材	● 反射性のある素材、材料を使用しない。
工作物	色彩	● 工作物の支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
	自動販売機	● 自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。

第4章 景観計画推進区域の景観推奨基準

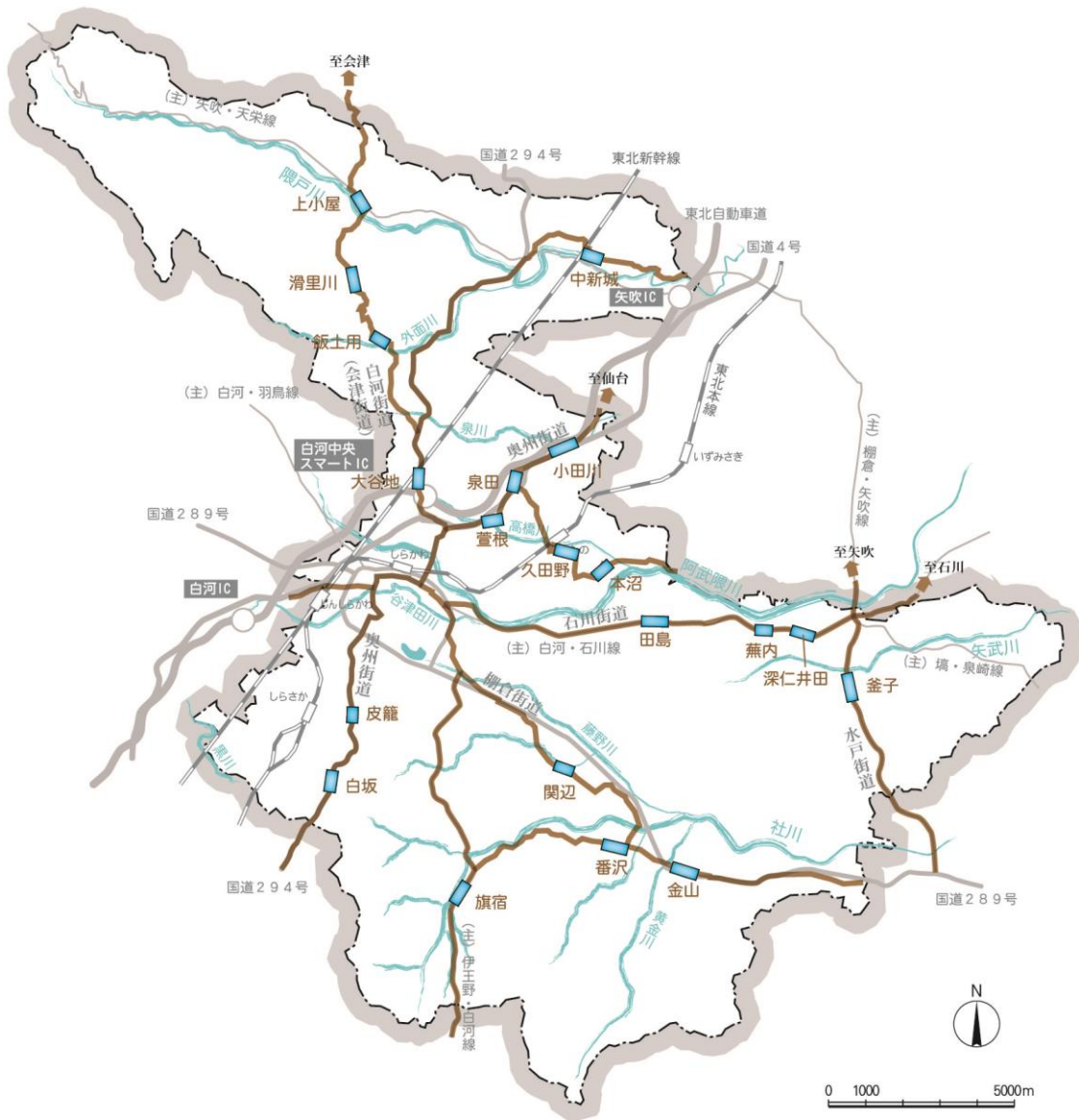


図 28 歴史的街道沿いの集落地区位置図

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の 指定の方針

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

白河市には、将来に継承していくべき歴史的価値の高い建造物や、地域固有の伝統的な形態を有している建造物、優れた技術を用いて造られた建造物、地域住民に親しまれている建造物等、地域の景観を形成する上で重要な要素となる建造物が数多くあります。

地域の個性を活かした魅力ある景観形成のためには、こうした景観資源の保全と積極的な活用が重要であることから、良好な景観形成に重要な役割を果たす建造物については積極的にその保全・活用に努めていく必要があります。

以下に示す項目に該当する建造物のうち、地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものについては、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定します。

- 市または県の指定文化財で、地域の景観に影響の高い建造物
- 地域の歴史・文化を継承し、地域の景観の特徴を成す建造物
- 地域に継承される材料や形式で建築された建造物
- 優れたデザインを有し、周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物
- 市民に親しまれ、地域のランドマークとなっている建造物
- 公共の場所から容易に見ることができる建造物
- 維持管理を行う個人または団体がある建造物

◎指定対象イメージ



小峰城跡三重櫓・前御門
(白河市景観重要建造物 指定第1号)



白河ハリストス正教会聖堂

2. 景観重要樹木の指定の方針

白河市には、歴史的・文化的な意義を持つ樹木や、樹齢や樹容等に優れた樹木、地域のシンボルとなっている樹木、地域住民に親しまれている樹木など、地域の景観を形成する上で重要な要素となる樹木が数多く生育しています。

地域の個性を活かした魅力ある景観形成のためには、こうした景観資源の保全と積極的な活用が重要であることから、良好な景観形成に重要な役割を果たす樹木については積極的にその保全・活用に努めていく必要があります。

以下に示す項目に該当する樹木のうち、地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものについては、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定します。

- 地域の景観に影響の高い樹木
- 地域の歴史・文化を継承し、地域の景観の特徴を成す樹木
- 市民に親しまれ、地域のランドマークとなっている樹木
- 地域の景観に影響の大きい建造物または街並みと一体となった樹木
- 公共の場所から容易に見ることができる樹木
- 維持管理を行う個人または団体がある樹木

◎指定対象イメージ



妙閑寺の乙姫桜



地域のランドマークとなっている樹木

第6章 屋外広告物に関する事項

第6章 屋外広告物に関する事項

屋外広告物は、にぎわいのある商業地の演出等の効果がある一方で、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要因にもなります。

そこで、周囲から突出した形態や色彩を避けたり、設置する位置やデザインに統一感を持たせたり、複数の広告物を集約したりするなど、質の高い屋外広告物の表示等について適切に誘導していきます。

なお、屋外広告物に係る行為の制限については、平成28年4月より白河市独自の屋外広告物条例を制定し、規制・誘導を行っています。



◎制限の方針

- 屋外広告物は良好な景観の形成に大きく影響することから、市域全域を屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の禁止地域または許可地域とし、基準に適合しない屋外広告物等は設置しないものとします。
- 基準として定める項目は、屋外広告物等の個数、位置、規模、表示面積、形態、意匠、色彩、照明、その他必要な事項とします。
- 基準は、地域の景観形成方針や景観形成基準を参考にしながら、地域ごとに条例もしくは規則に定めるものとします。
- 基準は、高さは可能な限り低くし、規模は必要最小限とし、色彩は無彩色または彩度の低いものとし、意匠は落ち着いたものとする等を目標に条例もしくは規則に設定するものとします。
- 『白河市・西郷村サイン統一計画書』¹²に基づき、工作物の支持柱はマンセル値5YR2/1または近似色とします。
- 景観への配慮、交通安全上の観点から、電光掲示板や映像広告等の電光表示広告物等の設置基準を検討します。

¹²白河市・西郷村サイン統一計画書：地域資源の掘り起こしと有効活用を図り、交流人口の拡大につながる空間づくりを行うため、その基礎となるサインについて地域のイメージアップにつながる基本的なルールを定めた計画書。平成17年3月策定。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項 及び占用許可の基準

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

1. 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路や河川などの公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素です。道路等の公共施設と周辺の建築物等による街並みデザインが一体的に調和することにより、地域の景観を効果的に高めることが可能になります。

このため、景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設に位置づけて、公共施設管理者等と連携を図りながら、良好な景観の形成に向けた整備に取り組むことを検討します。

下記の景観重要公共施設の整備を行う際には、福島県公共事業景観形成指針による基本的な考え方を活かすとともに、本計画の方針に基づき景観に配慮するものとします。

■ 道路

道路は、都市活動を支える交通軸としての面だけでなく、緑地帯や沿道の土地利用を含めて線的なオープンスペースとして位置づけ、快適な走行性を確保しつつ、自然地形や土地利用等の周辺環境に配慮した景観づくりを行います。

特に奥州街道は、白河らしい景観づくりの観点から、歴史的な街並みとの調和に配慮した景観形成について検討を行っていきます。

◎景観重要公共施設として検討する道路

- ・奥州街道（国道 294 号）
- ・リングロード（都市計画道路白河駅棚倉線・都市計画道路白河駅八竜神線）
- ・ミニリングロード（都市計画道路白河駅白坂線、都市計画道路西郷搦目線、都市計画道路白河中央線）
- ・歩行系街路（都市計画道路谷津田川せせらぎ通り、都市計画道路新蔵通り、都市計画道路乙姫桜プロムナード、都市計画道路老舗通り、都市計画道路友月山プロムナード、都市計画道路一番町大工町線）

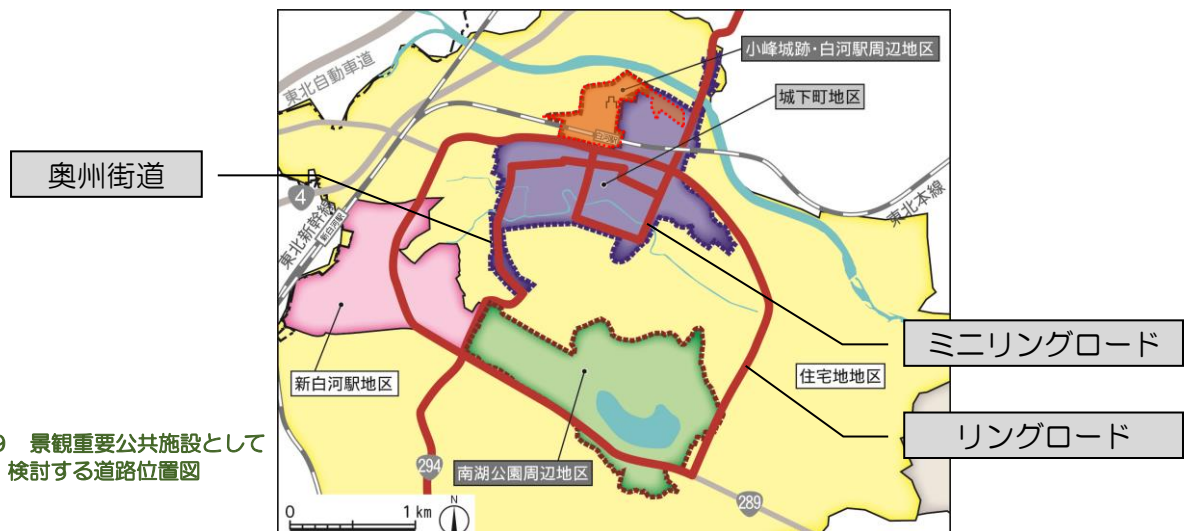


図 29 景観重要公共施設として検討する道路位置図

◎整備の方針として検討する内容

【奥州街道】

- 江戸時代から続き、今も同じカギ型の形を残す奥州街道は、歴史と文化を伝える白河市の目抜き通りとして旧街道の面影を残す街並みを活かすため、現道を基本とした整備を進め、安全な歩行空間を確保しながら、白河らしさの感じられる景観形成を行います。

【リングロード】

- 白河市における交流の回転軸であり、都市機能、歴史、文化、商業、地域コミュニティをつなぐ道路として沿道特性に応じた質の高い景観形成を行います。

【ミニリングロード】

- 小峰城跡三重櫓や那須連峰への良好な眺望景観が得られる場合は、道路附属物や街路樹等が景観阻害要因とならないように配置・形態等を工夫します。
- 特に、都市計画道路白河駅白坂線は、小峰城跡三重櫓への重要な視点場であり、眺望景観を阻害しないよう沿道建物の高さや形態等を誘導していきます。

【共通】

- 現況で景観阻害要因となっている要素については、補修・改修時に徐々に除去または改善します。
- 歩行者の安全性や快適性に配慮しつつ、地域が有する景観特性との調和を重視した構造・仕上げとします。
- 城下町の風情が漂う地区等の沿道特性に応じ、質の高い景観を形成する必要がある場合には無電柱化を進めます。
- 案内板や標識、道路附属物等については、「白河市・西郷村サイン統一計画」に基づき景観に配慮した整備を行います。
- 沿道の広告・看板類等の規制・誘導により、沿道特性と調和した景観形成を図ります。

◎奥州街道

江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋を起点として千住から陸奥白川（福島県白河市）へと至る街道。白河市の中心市街地には今でもカギ型の道路形状が残っており、昔の街並みを実感することができます。

◎リングロード及びミニリングロード

これからの白河市の都市づくりの指針である『白河市都市計画マスタープラン』（平成21年3月策定）において、歴史的な都市空間が体験でき、都市機能の役割分担や市民の生活・文化のつながりを確認・発見する輪として位置づけられています。

★リングロードは、白河市における交流の回転軸として市民同士や市民と来訪者をつなげる輪であり、都市機能、歴史、文化、商業、地域コミュニティなどの様々な交流の局面で機能を発揮します。

★ミニリングロードは、白河駅を起点とする歴史的な街並み探訪の玄関口であり、小峰城跡三重櫓への視点場ともなっています。

■ 河川

河川に広がる豊かな自然については、景観的な視点に加えて、そこに息づく生態系を守ることから積極的に保全し、河川緑地の保全や親水化を進めながら、市民や来訪者の憩いの場として四季折々に楽しむことができる景観づくりを検討します。

◎景観重要公共施設として検討する河川

- ・阿武隈川
- ・社川
- ・隈戸川
- ・谷津田川

◎整備の方針として検討する内容

- 美しいオアシス空間を形成するため、市民の安全に配慮しながら親水性の高い空間づくりを行うとともに、河川並木や親水護岸の整備、水質浄化等を促進し、潤いある水の景観づくりを行います。
- 周辺地域からの見え方や河川敷等から周囲への眺望に配慮した整備を行い、適正に維持・管理を行います。
- 治水上の安全性等を適切に確保しつつ、できる限り自然的景観になじむ自然素材を用い、自然環境に近い河川景観の形成を行います。
- 案内板や標識等を設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺景観との調和に努めます。

■公園

公園は、市民や来訪者の憩いの場として、周辺環境と調和した潤いのある景観づくりを検討していきます。

◎景観重要公共施設として検討する公園

- ・南湖公園
- ・南湖森林公園
- ・城山公園
- ・白河関の森公園
- ・白河総合運動公園
- ・大信総合運動公園
- ・しらさかの森スポーツ公園
- ・表郷総合運動公園
- ・東風の台運動公園
- ・聖ヶ岩ふるさとの森
- ・鶴子山公園
- ・高山北公園
- ・双石公園
- ・高山西公園
- ・友月山児童公園
- ・羅漢山公園
- ・稻荷山公園
- ・一里段公園
- ・いこいの河畔公園
- ・白河駅前東公園
- ・こみね・あぶくま公園
- ・かしま・あぶくま公園
- ・葉ノ木平震災復興記念公園

◎整備の方針として検討する内容

- 南湖公園、南湖森林公園、城山公園、白河関の森公園については、景観計画重点区域に含まれることから、それぞれの区域における景観形成基準を遵守します。
- 公園内に施設・工作物を設ける場合は、背景となる山並み等への眺望景観を妨げないよう配置・形態等に配慮します。
- 遊具等の公園施設を整備する場合は、形態、色彩、素材等を工夫し、周辺景観との調和に努めます。

2. 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定された公共施設において工作物等の占用許可を行う場合は、下記の事項に配慮するよう検討していきます。

- 公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、アーケード、電力機器、上下水道管その他占有物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合する形態意匠とします。また、占有物件の配置は、主要な視点場からの眺望や景観の連続性等に配慮することとします。
- 歩行者系標識（サイン）等については、『白河市・西郷村サイン統一計画』に基づいて設置するほか、地域の景観特性に応じて統一されたデザインとします。工作物の支持柱は、マンセル値 5YR2/1 または近似色とします。
- 具体的には、当該公共施設の管理者や景観審議会等の意見を聴きながら、地域の景観特性に応じた許可基準を個別に定めるものとします。

第8章 景観形成の推進方策

第8章 景観形成の推進方策

1. 協働による景観まちづくり

白河らしい歴史と自然豊かな美しい街並みを形成するためには、市民一人ひとりが地域への愛着を持ち、主体的かつ積極的に景観づくりに取り組むことが大切です。

美しい「ふるさと白河」を築いていくため、市民・事業者・行政の役割分担と相互の合意形成の中で、それぞれの役割に基づく活動内容に取り組み、景観の保全、育成、創出を推進していきます。



市民の役割

市民は、自ら所有または使用する建築物等や日常の営みが、白河市の重要な景観の要素であることを認識し、その維持・管理を積極的に行い良好な状態を保つよう努めます。また、自らが景観まちづくりの担い手として取り組むとともに、市が実施する良好な景観形成に関する施策に積極的に参加するよう努めます。

特に、景観まちづくりに関する活動を行うNPO法人や市民団体等は、それぞれの活動の中で積極的に良好な景観形成に貢献するよう努めます。

- 景観意識の向上
- 景観まちづくりに関する自主的活動への積極的参加（組織づくり・活動等）
- 景観セミナー、イベント等への積極的参加
- 景観協定、建築協定等の締結、地区計画の導入
- 敷地内の緑化や環境美化等についての実践
- 良好な生活環境の維持・管理 など

事業者の役割

事業者は、自ら所有または使用する建築物等が白河市の重要な景観の要素であることを認識し、その維持・管理を積極的に行い良好な状態を保つよう努めます。また、自らの業務が景観形成に影響を与える場合もあることを認識し、事業活動の実施にあたっては、積極的に貢献するよう努めます。

特に、市内で建築物・工作物等の設計・施工等を行う場合は、自らの業務に関わる建築物等が白河市の重要な景観の要素となり、景観形成に影響を与えるものであることを認識し、専門的知識や経験等を活用し、積極的に貢献するよう努めます。また、市民等が行う取組みや市が実施する施策に積極的に参加するよう努めます。

- 開発等に際して、景観計画等に基づく積極的な景観形成への取組み
- 市民参加による景観まちづくりに関する活動への参加と協力 など

行政の役割

市は、関係機関との調整を図りながら取組むとともに、市民・事業者への啓発・情報発信を進めることにより意識の向上を図り、その活動を支援します。また、施策の策定にあたっては、市民の意見を適切に反映するよう努めるとともに、その実施については計画的に行うよう努めます。

国・県等に対しては、市が実施する施策について協力するよう要請します。



市民とNPO、行政が連携した「まちなか蔵散策ツアー」事業

2. 推進施策

■ 情報発信・啓発・支援

景観まちづくりに関する積極的な情報発信

景観に関する情報を積極的に発信し、市民の景観に関する意識の醸成に努めるほか、景観形成の企画・立案段階から市民の参画を図り、地域の意向を十分に反映した特色ある景観づくりに取り組めます。

景観セミナー等の継続的な開催

景観に対する市民意識の向上と理解を得るため、景観セミナー等のイベントを引き続き開催するとともに、その充実を図り、市民の景観まちづくりへの関心を高めます。

環境、景観学習の推進

小中学校のカリキュラムや、公民館活動を通して身近なまちづくりへの関心を高めるとともに、景観形成のテーマに取り組んでいきます。

景観形成に寄与する建築物等への表彰制度等の充実

地域の景観まちづくりにおける優れた建築物や広告物、サインなどを表彰し、広く住民に周知することによって、景観まちづくりに対する認識を深めるとともに、意識の高揚を図ります。

専門家派遣制度等の確立

市民と一体となって長期的に景観形成を行うための専門家（学識経験者、NPO、コンサルタント等）の派遣制度を確立します。

また、福島県の景観アドバイザー制度の積極的な活用を図ります。

公共事業等における市民参加手法の導入

身近な公園や市民利用施設等の市民の関心が高い公共事業等においては、まちづくりコンペやワークショップ方式等による市民参加手法の積極的な導入を図ります。

補助制度の活用

地域の歴史や文化を伝える貴重な景観資源の保全・活用を図りながら、個性ある景観まちづくりを進めていくため、白河市景観形成ガイドラインの基準等に適合する建築物の新築、改築、外観の模様替え等の整備等については、これに要する経費の一部を予算の範囲内で助成します。

■ 景観形成事業の推進

公的な空間及び公共建築物等の整備における先導的役割の推進

行政が公共事業の実施や機能更新を行う際は、先導的立場から市民の模範となる公共施設を整備するなど、良好な景観づくりを推進します。また、国や県等が行う事業、白河市以外が実施する公的事业においても良好な景観の形成につながるよう連携・調整に努めます。

事前協議の充実

届出対象行為について、事前の相談・協議等を行うよう市民・事業者等に周知を図り、景観計画の実効性を高めます。また、専門的知識を必要とする届出の審査について、市が専門家等から助言・指導を受けることができる制度を整えます。

効果的な景観形成事業の導入

景観まちづくりにかかる規制誘導とあわせ、国の補助事業等様々な制度を活用し、効果的な景観形成事業の導入を図ります。

また、中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業と連携し、より効果的な景観形成を図るとともに、歴史まちづくり法による制度の活用等についても検討していきます。

他法令手法の活用

景観形成には建築物や工作物等様々な要素が影響するため、他法令による各種制度等との連携を図ることにより、一体的かつ総合的に施策を推進していきます。

- 歴史的街並み保全（歴史まちづくり法）
- 文化財の保護（文化財保護法）
- 農用地の保全（農振法、農地法）
- 中心市街地の活性化（中活法）
- 屋外広告物条例（屋外広告物法）
- 地区計画、景観地区、高度地区、風致地区（都市計画法）
- 緑地保全地域（都市緑地法）
- 県立自然公園条例（自然公園法）
- 建築協定（建築基準法）
- 緑地協定（都市緑地法）
- 森林の保全（森林法） など

特に、都市計画法に基づく地区計画制度や地域地区（景観地区、高度地区等）は、景観法に基づく景観計画よりもさらに拘束力の強い制度であるため、景観計画重点区域や積極的に高さの誘導を図っていくべき地区等において、これら制度の活用を検討していきます。

屋外広告物条例の制定

本計画では、屋外広告物の表示等に関して基本方針を記載しており、その表示及び掲出物件の設置に関する必要な制限については、平成28年4月に定めた独自の屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成に向けた取組みを推進していきます。

景観協定、建築協定、緑地協定等の推進

きめこまかな景観まちづくりを進めるため、景観法に基づく景観協定、建築基準法に基づく建築協定、都市緑地法に基づく緑地協定の市民による締結等を推進します。

緑化推進施策等の実施

景観条例に基づく景観重要樹木の指定に加え、緑化に関する啓発の推進や必要な財源の確保等を図ります。

■ 推進体制づくり

景観形成推進のための市民参加の仕組み、体系の整備

市民参加を基本として良好な景観形成を進めていくため、自治会やまちづくり協議会等の市民の主体的な活動に対する公的な支援体制(財源、人材等の確保)を確立します。

景観協議会の設置

景観計画重点区域及び景観計画推進区域においては、地区別に景観協議会を設置し、景観まちづくりを進めていきます。

景観行政推進のための制度や組織の整備

景観行政を総合的かつ一体的に推進するための制度や庁内組織を拡充します。

景観形成推進のための人材育成

民間の開発や建築計画の適切な誘導、優れたデザインの公共施設による景観形成の推進等のため、庁内で専門的能力を備えた人材の育成を図るとともに、外部から都市デザイン、建築デザイン等の景観に係わる専門的人材の登用を検討します。

參考資料

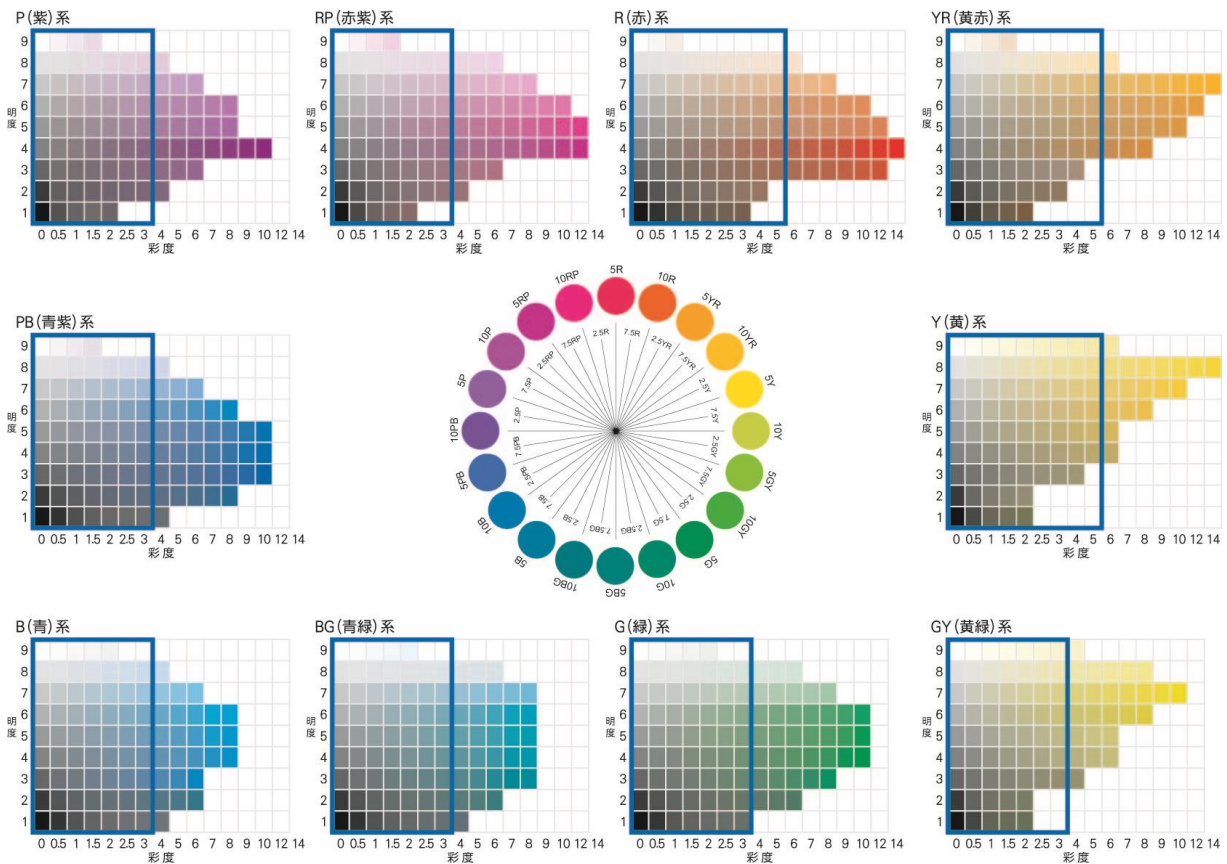
参考資料

■ 色彩基準

白河市景観計画では、一定の規模を超える建築物の建築等を行う際の色彩基準を示しています。この図は、その参考図として示すもので、各色相の色彩範囲枠内が、景観計画重点区域及び景観計画推進区域を除く全市域共通で使用できる色彩の範囲です。

市全域共通の色彩基準

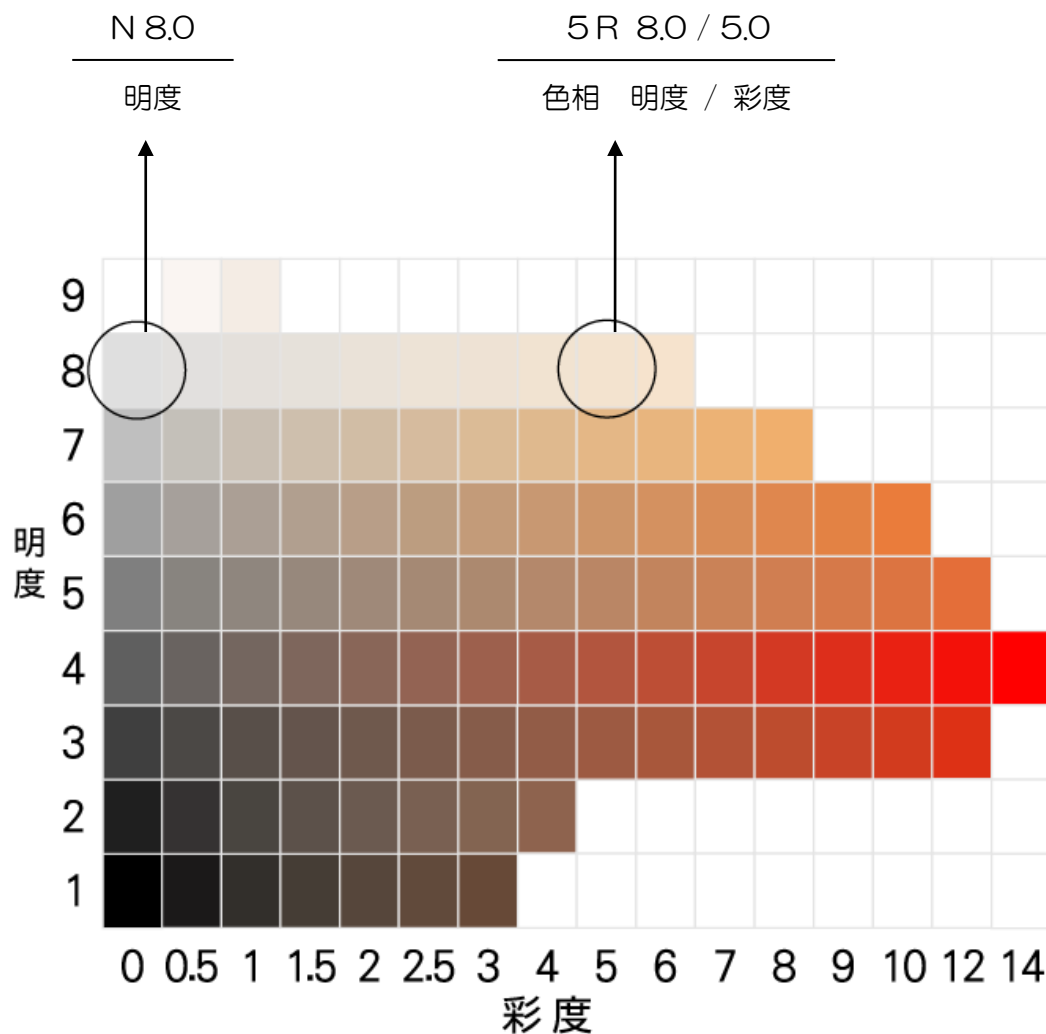
以下のマンセル表色系に示す各色相の **青枠内** が使用できる色彩の範囲となります。



※印刷によるもので正確な色ではないため、実際の色は色見本等によって確認してください。

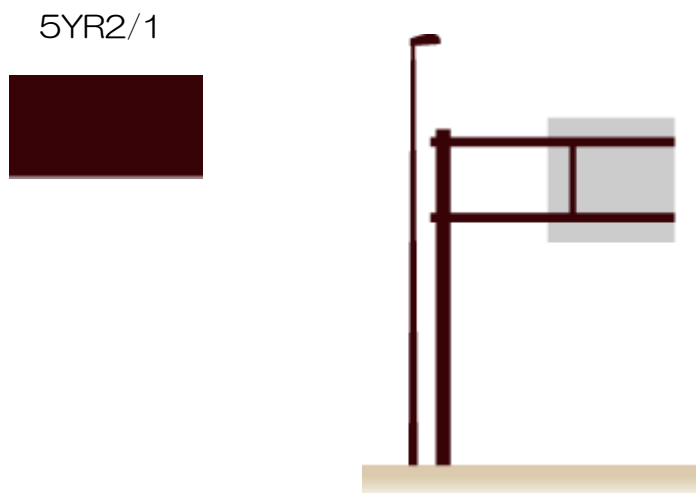
- マンセル表色系は、色彩を客観的にとらえる方法として確立されたシステムで、「色相」、「明度」、「彩度」の3属性の組み合わせによって一つの色を表します。
- マンセル記号は、以上の3つの属性の尺度を順に並べたものです。
 有彩色の場合：次頁の例の色彩は、5Rの色相に属し、明度が8.0、彩度が5.0であることから「5R8.0/5.0」と記し、「5アール、8.0の5.0」と読みます。
 無彩色の場合：色相の区別が無く、彩度が0と定まっています。ニュートラルの意味を表すNの文字と明度を表す数字で表示します。次頁の例では「N8.0」と記し、「エヌ 8.0」と読みます。

マンセル記号の見方（色相5Rでの例）



工作物の支持柱

『白河市・西郷村サイン統一計画書』に基づき、工作物の支持柱は下記（マンセル値 5YR2/1 または近似色）の色彩とします。色見本と適用イメージを以下に示します。

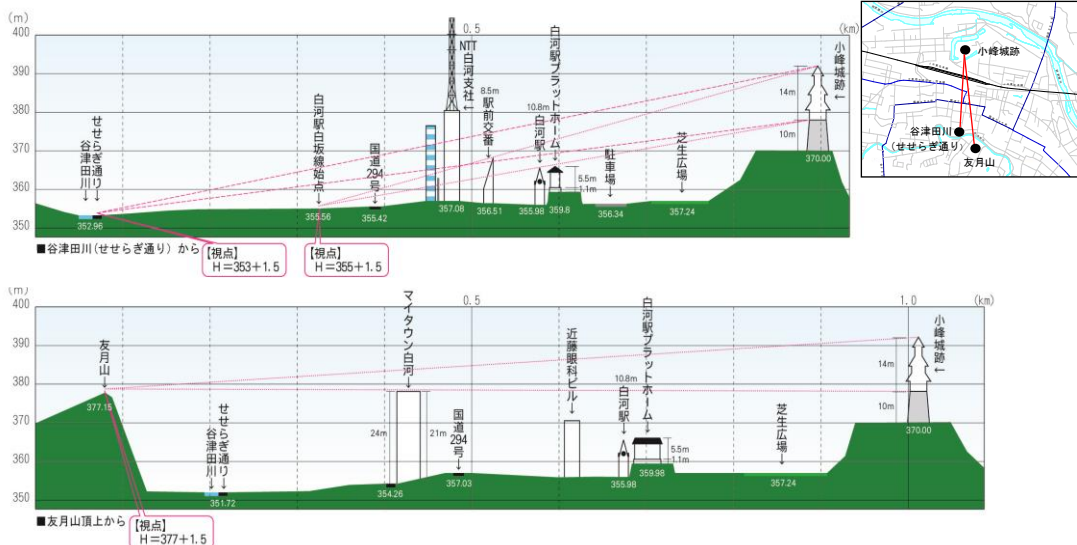


■ 主な視点場とピスタライン

小峰城跡三重櫓への眺望

中心市街地の主要な視点場から小峰城跡三重櫓を眺望した場合の断面イメージを以下に示します。

主要な視点場から小峰城跡三重櫓への眺望景観保全検討

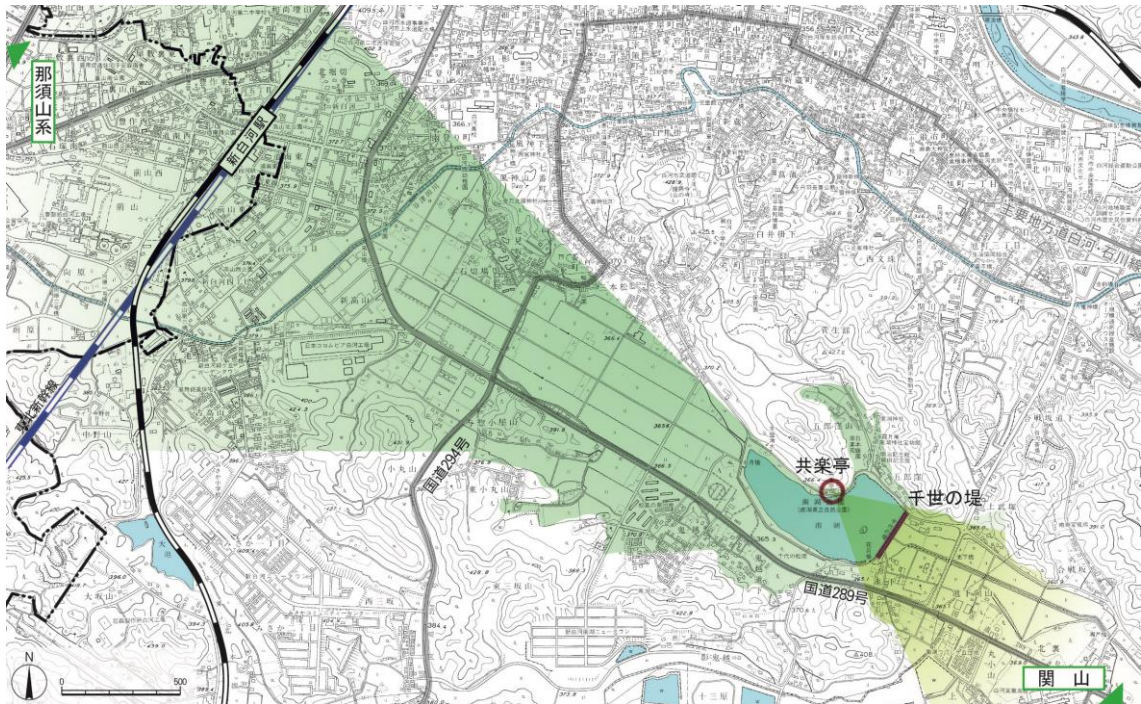
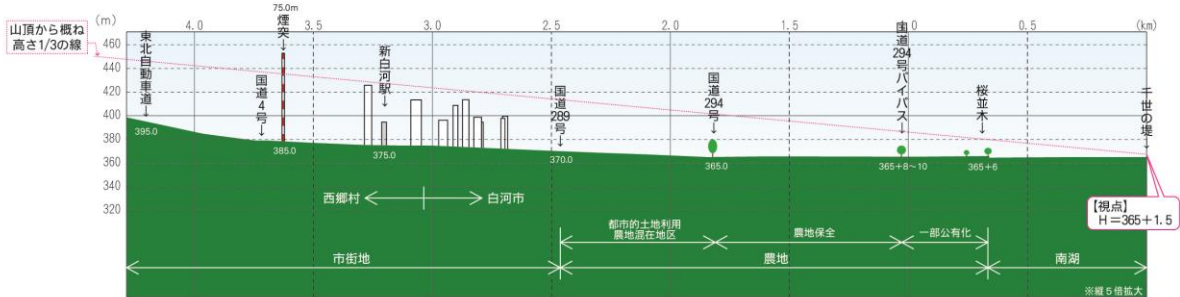


参考資料

南湖公園からの眺望

南湖公園から那須連峰及び関山を眺望した場合の断面イメージを以下に示します。

眺望景觀保全検討



白河市景観条例

平成22年12月20日条例第39号
改正 平成27年12月24日条例第54号
平成30年 3月23日条例第21号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 景観法の施行に関する事項
 - 第1節 景観計画等（第6条・第7条）
 - 第2節 行為の規制等（第8条—第18条）
 - 第3節 景観重要建造物等（第19条—第25条）
- 第3章 景観形成の推進
 - 第1節 景観まちづくり協定（第26条・第27条）
 - 第2節 景観形成住民団体（第28条）
 - 第3節 表彰、助成等（第29条・第30条）
- 第4章 白河市景観審議会（第31条—第33条）
- 第5章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定め、自然及び歴史的環境と調和した個性的で優れた景観をつくり、守り、育てること（以下「景観の形成」という。）によって、親しみと愛着と誇りのある「ふるさと白河」を創造することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、景観の形成を図るため、必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合は、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。
- 4 市は、景観の形成に関する市民の意識の高揚を図るよう努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、その個性と創意を発揮することにより、景観の形成に努めるとともに、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、景観の形成について必要な配慮をするとともに、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観法の施行に関する事項

第1節 景観計画等

(景観計画の策定等の手続)

第6条 市長は、景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下単に「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、白河市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。ただし、軽微な変更その他の変更で規則で定めるものについては、この限りでない。

(景観計画の策定等を提案することができる団体)

第7条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第28条第1項に規定する景観形成住民団体とする。

第2節 行為の規制等

(届出を要する行為)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

(行為の届出)

第9条 法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した規則で定める届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

第10条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為にあつては、敷地面積、建築面積、延べ面積、構造、外観の仕上げ材料、敷地の緑化の方法並びに外観を変更することとなる修繕又は模様替及び色彩の変更に係る面積を記載した図書
- (2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為にあつては、築造面積、構造、敷地の緑化の方法並びに外観を変更することとなる修繕又は模様替及び色彩の変更に係る面積を記載した図書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める図書

(届出を要する事項)

第11条 法第16条第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 行為の完了予定日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(変更の届出)

第12条 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施工方法（その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるものに係るものを除く。）とする。

2 法第16条第1項の規定による届出をした者は、前条第1号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る行為を取りやめたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号まで又は第8条各号に掲げる行為のうち、別表に掲げる当該行為の種類に応じた規模のもの

(2) 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、規則で定めるもの

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち、次に掲げるもの

ア 当該堆積が、外部から見通すことのできない場所で行われるもの

イ 当該堆積の期間が90日を超えて継続しないもの

(4) 仮設の建築物で、存続期間が1年以内（工事に必要な仮設の建築物等で工期が1年を超える場合は、その期間）のもの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(7) 農林漁業を営むために行われる土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更及び屋外における土石その他の物件の堆積

(公表)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、期限を付して意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の公表をしようとするときは、必要に応じ、白河市景観審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、前項の意見書の内容を白河市景観審議会に報告しなければならない。

(特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第16条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、必要に応じ、白河市景観審議会の意見を聴くものとする。

(行為の完了の届出)

第17条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第18条 景観計画において景観計画区域又は法第8条第2項第2号に規定する事項(以下この条において「制限事項」という。)を変更する際、現に法第16条第1項又は第2項の規定による届出がされている行為であって、その変更により制限事項に適合しなくなったものに対する当該景観計画区域及び制限事項の適用については、なお従前の例による。

第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定)

第19条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物(以下単に「景観重要建造物」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ、白河市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第20条 法第25条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を維持するものであること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずるものであること。
- (3) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検するものであること。

(景観重要建造物の指定の解除)

第21条 市長は、法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、白河市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の指定)

第22条 市長は、法第28条第1項に規定する景観重要樹木(以下単に「景観重要樹木」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ、白河市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第23条 法第33条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 剪定、下草刈りその他の景観重要樹木の良好な景観を保全するために必要な管理を行うものであること。
- (2) 景観重要樹木の保育の状況を定期的に点検するとともに、病虫害の駆除その他の措置を行うものであること。

(景観重要樹木の指定の解除)

第24条 市長は、法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、白河市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物等に係る助成等)

第25条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存又は活用について所有者等に技術的援助を行い、又は予算の範囲内において費用の一部を助成することができる。

- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存又は活用のため必要があると認めるときは、その所有者等からの申出により、景観重要建造物又は景観重要樹木の購入について所有者等と協議するものとする。

第3章 景観形成の推進

第1節 景観まちづくり協定

(景観まちづくり協定の締結)

第26条 一定の区域内に存する土地、建築物等の所有者又はそれらについて使用する権原を有する者は、その区域内における景観の形成に関し、景観まちづくり協定を締結することができる。

2 景観まちづくり協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観まちづくり協定の名称、目的及び対象となる区域に関する事項
- (2) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項その他景観の形成に関する事項
- (3) 景観まちづくり協定の有効期間並びに変更及び廃止の手続に関する事項

(景観まちづくり協定の認定)

第27条 景観まちづくり協定を締結した者は、前条第2項各号に掲げる事項を記載した景観まちづくり協定書を作成し、規則で定めるところにより、市長にその認定を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により景観まちづくり協定の認定を求められた場合においては、景観まちづくり協定を審査し、その内容が景観の形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを認定するものとする。

3 市長は、景観まちづくり協定の内容及び運用が景観の形成を図る上で適当でなくなつたと認めるときは、前項の認定を取り消すことができる。

4 市長は、景観まちづくり協定を認定し、又は取り消そうとするときは、必要に応じ、白河市景観審議会の意見を聴くものとする。

第2節 景観形成住民団体

(景観形成住民団体の認定)

第28条 市長は、まちづくりの推進を図る活動を目的として設立された団体であつて、良好な景観の形成の促進のための活動を行うものを、規則に基づく申請により、景観形成住民団体として認定することができる。

2 景観形成住民団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、景観形成住民団体が良好な景観の形成の促進のための活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 市長は、景観形成住民団体を認定し、又は取り消そうとするときは、必要に応じ、白河市景観審議会の意見を聴くものとする。

第3節 表彰、助成等

(表彰)

第29条 市長は、景観の形成に関し、優れた効果をもたらしたと認めるときは、その景観の形成に貢献した者を表彰することができる。

(景観の形成に係る助成等)

第30条 市長は、景観の形成のために必要と認められる行為に対し、技術的援助を行い、又は予算の範囲内においてその行為に要する費用の一部を助成することができる。

第4章 白河市景観審議会

(審議会の設置)

第31条 市長の附属機関として、白河市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項（屋外広告物（白河市屋外広告物等に関する条例（平成27年白河市条例第54号）第2項第1項に規定する屋外広告物をいう。）に関する事項を含む。）を調査審議する。

(組織)

第32条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(審議会の運営)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第31条から第33条までの規定は、平成23年2月1日から施行する。

(白河市都市景観条例の廃止)

2 白河市都市景観条例（平成17年白河市条例第141号）は、廃止する。

(白河市都市景観条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の白河市都市景観条例（以下「廃止前の条例」という。）第14条第1項の規定により締結されている都市景観協定又は廃止前の条例第15条第2項の規定により認定されている都市景観協定は、それぞれ第26条第1項の規定により締結された景観まちづくり協定又は第27条第2項の規定により認定された景観まちづくり協定とみなす。

4 この条例の施行前にされた廃止前の条例第17条第1項に規定する届出については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月24日条例第54号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第13条関係）

法第16条第7項第11号の規定に基づく届出を要しない行為

1 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）における場合

(1) 法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10メートル未満かつ延べ面積1,000平方メートル未満（地階を除く階数が3以上である建築物にあつては、延べ面積500平方メートル未満）

(2) 法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5メートル未満
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（⑤に掲げるものを除く。）	高さ10メートル未満
	③煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	⑤電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ20メートル未満
	⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ10メートル未満かつ築造面積1,000平方メートル未満
	⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊技施設	
	⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設	
	⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
	⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
	⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの	

(3) 法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為)	面積3,000平方メートル未満

(4) 第8条関係(法第16条第1項第4号関係)

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000平方メートル未満かつ法面の高さ5メートル未満又は長さ10メートル未満
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3メートル未満かつ堆積の用に供される土地の面積500平方メートル未満

2 景観計画重点区域における場合

(1) 法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	床面積の合計10平方メートル未満
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計10平方メートル未満

(2) 法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ1.5メートル未満
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く。)	無し
	③煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	⑤電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	
	⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	
	⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊技施設	
	⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類す	

	る製造施設 ⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設 ⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの
--	---

(3) 法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積3,000平方メートル未満

(4) 第8条関係(法第16条第1項第4号関係)

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積1,000平方メートル未満かつ法面の高さ1.5メートル未満又は長さ10メートル未満
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ1.5メートル未満かつ堆積の用に供される土地の面積250平方メートル未満

白河市の景観形成に関する施策等の経緯

年月日	項目
平成 9 年 3 月	白河市都市景観形成基本計画策定
6 月	白河市都市景観条例制定
平成 10 年 10 月 1 日	都市景観重要建造物告示 (小峰城跡三重櫓・小峰城跡前御門・南湖公園翠楽苑)
平成 12 年 4 月	福島県より屋外広告物の表示及び掲出の許可等に関する事務の権限移譲を受ける
平成 16 年 6 月	国において景観法公布
平成 17 年 3 月	白河市・西郷村サイン統一計画策定
平成 20 年 3 月	史跡名勝南湖公園・第 2 次保存管理計画策定
5 月	国において歴史まちづくり法公布
平成 21 年 3 月	白河市都市計画マスタープラン策定
4 月 1 日	景観行政団体へ移行 建設部都市計画課に景観係設置
4 月 23 日	景観資源調査事業実施
7 月 10 日	白河市景観計画策定着手
9 月 1 日	「私の好きな白河の景観 50 選」募集事業 (第 1 期)
11 月 19 日	白河市都市景観審議会 (白河市景観計画策定について)
12 月 22 日	白河市景観まちづくり補助金交付要綱設置
平成 22 年 1 月 21 日～	重点区域及び推進区域における行為の制限に関する関係事業者等との事前協議
2 月 13 日	小峰城跡・白河駅周辺の景観とまちなみを考える景観セミナー
4 月 1 日	建設部都市計画課に歴史まちづくり室設置 「私の好きな白河の景観 50 選」募集事業 (第 2 期)
5 月 19 日	金屋町谷津田川せせらぎ通り景観協定の認定
5 月 21 日	白河市都市景観審議会 (白河市景観計画策定について)
10 月 5 日	景観計画説明会 (南湖公園周辺地域)
10 月 6 日	景観計画説明会 (中心市街地周辺地域)
10 月 7 日	景観計画説明会 (新白河駅周辺地域)
10 月 12 日	景観計画説明会 (白河市全域)
10 月 25 日	白河市都市計画審議会 (景観法 9 条 2 項)
11 月 4 日	白河市都市景観審議会 (白河市景観計画策定について)
11 月 10 日～ 12 月 9 日	白河市景観計画に関するパブリックコメント (景観法 9 条 1 項)

年月日	項目
12月19日	「私の好きな白河の景観50選」発表会
12月20日	白河市景観条例公布
平成23年1月19日	白河市景観審議会規則公布
2月16日	白河市景観審議会（白河市景観条例6条2項）
2月23日	白河市歴史的風致維持向上計画の国認定
3月10日	白河市景観計画告示 白河市景観条例施行規則公布
4月1日	白河市景観条例施行、白河市景観計画施行
9月1日	白河市景観重要建造物指定 指定第1号 小峰城跡三重櫓・前御門 指定第2号 南湖公園翠楽苑
平成24年2月8日	白河城下景観まちづくり協定の認定
4月1日	白河市景観形成ガイドライン施行 改正白河市景観まちづくり補助金交付要綱施行
11月28日	白河市景観審議会（白河市景観計画の一部変更について）
平成25年1月29日	白河市都市計画審議会（景観法9条2項）
2月1日～ 2月15日	白河市景観計画の一部変更に関するパブリックコメント （景観法9条1項）
2月25日	白河市景観審議会（白河市景観条例6条2項）
3月13日	白河市景観計画（一部変更）告示
4月1日	白河市景観計画（一部変更）施行
平成26年3月25日	白河門前通り景観まちづくり協定の認定
5月12日	小峰城跡・白河駅周辺地区都市景観大賞都市空間部門 優秀賞受賞
6月30日	白河市景観審議会（白河市景観計画の一部変更について）
7月14日	白河市都市計画審議会（景観法9条2項）
8月1日～ 8月15日	白河市景観計画の一部変更に関するパブリックコメント （景観法9条1項）
10月3日	白河市景観審議会（白河市景観条例6条2項）
11月5日	白河市景観まちづくり活動事業補助金施行
12月24日	白河市景観計画（一部変更）告示
平成27年1月5日	白河市景観計画（一部変更）施行
平成28年1月22日	白河市景観審議会（白河市景観計画の一部変更について）
3月1日～ 3月15日	白河市景観計画の一部変更に関するパブリックコメント （景観法9条1項）

年月日	項目
3月4日	白河市都市計画審議会（景観法9条2項）
3月14日	白河市景観審議会規則（一部改正）公布
3月24日	白河市景観審議会（白河市景観条例6条2項）
4月1日	白河市景観条例（一部改正）施行
4月1日	白河市屋外広告物等に関する条例施行
6月20日	白河市景観計画（一部変更）告示
7月1日	白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画施行
7月1日	白河市景観計画（一部変更）施行
平成29年3月23日	横町景観まちづくり協定の認定
4月1日	白河市屋外広告物ガイドライン施行
9月5日	白河市景観審議会（白河市景観計画の一部変更について）
9月12日	景観学習事業開始（白一小）
平成30年2月16日	白河市景観計画（一部変更）告示
3月1日	白河市景観計画（一部変更）施行
令和元年11月11日	景観学習事業開始（釜子小）
令和2年3月23日	田町景観まちづくり協定の認定
5月18日	金屋町谷津田川せせらぎ通り景観協定の更新認定
10月8日	白河市景観審議会（白河市景観計画の一部変更について）
12月14日	白河市景観計画（一部変更）告示
令和3年1月4日	白河市景観計画（一部変更）施行
3月5日	白河市歴史的風致維持向上計画（第2期）の国認定
3月22日	白河市景観審議会（白河市屋外広告物等に関する条例の一部改正について）
6月1日	景観学習事業開始（関辺小）
7月7日	白河市屋外広告物等に関する条例（一部改正）施行
令和4年2月15日	白河市景観審議会（白河市景観計画の一部変更について）
3月10日	白河市景観計画（一部変更）告示
4月1日	白河市景観計画（一部変更）施行
4月1日	白河市景観形成ガイドライン一部改定施行
令和5年1月31日	白河市景観審議会（白河市景観計画の一部変更について）
9月21日	景観学習事業開始（みさか小）
12月13日	白河市景観計画（一部変更）告示

令和6年1月4日

白河市景観計画（一部変更）施行

◎調査・編集協力

早稲田大学 理工学術院 大学院創造理工学 研究科 建築学専攻 有賀隆 研究室

白河市景観計画

平成 23 年 3 月 策 定
平成 25 年 3 月 一部変更
平成 26 年 12 月 一部変更
平成 28 年 6 月 一部変更
平成 30 年 2 月 一部変更
令和 2 年 12 月 一部変更
令和 4 年 3 月 一部変更
令和 5 年 12 月 一部変更

白河市 建設部 都市計画課
〒961-8602
白河市八幡小路 7 番地 1
電 話 0248-22-1111
F A X 0248-24-1854